## 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案 新旧対照表

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)(第一条関係)

	(傍線部は、改正部分)
改正案	現行
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条
に関する法律	件の整備等に関する法律
目次	目次
第一章 総則(第一条—第三条の二)	第一章 総則(第一条—第三条)
第二章 (略)	第二章 (略)
第三章 派遣労働者の保護等に関する措置	第三章 派遣労働者の就業条件の整備等に関する措置
第一節 (略)	第一節 (略)
第二節 派遣元事業主の講ずべき措置等 (第二十九条の二―第	第二節 派遣元事業主の講ずべき措置等(第三十条—第三十八
三十八条)	条)
第三節 (略)	第三節 (略)
第四節 労働基準法等の適用に関する特例等(第四十四条—第	第四節 労働基準法等の適用に関する特例等(第四十四条—第
四十七条の二の三)	四十七条の二)
第四章・第五章 (略)	第四章・第五章 (略)
附則	附則
第一章 総則	第一章 総則
(目的)	(目的)

一・二 (略)	一·二 (略)
働者派遣事業を行つてはならない。	働者派遣事業を行つてはならない。
第四条 何人も、次の各号のいずれかに該当する業務について、労	第四条 何人も、次の各号のいずれかに該当する業務について、労
	に応じ、均等な待遇の確保が図られるべきものとする。
	る場合においては、労働者の就業形態にかかわらず、就業の実態
	第三条の二 労働者派遣をし、又は労働者派遣の役務の提供を受け
(新設)	(均等な待遇の確保)
	に規定する賃金をいう。
(新設)	七 賃金 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第十一条
一~六 (略)	一~六(略)
各号に定めるところによる。	各号に定めるところによる。
第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該	第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該
(用語の意義)	(用語の意義)
安定その他福祉の増進に資することを目的とする。	の他福祉の増進に資することを目的とする。
の就業に関する条件の整備等を図り、もつて派遣労働者の雇用の	の保護等に関する措置を講じ、もつて派遣労働者の雇用の安定そ
の適正な運営の確保に関する措置を講ずるとともに、派遣労働者	の適正な運営の確保に関する措置を講ずるとともに、派遣労働者
と相まつて労働力の需給の適正な調整を図るため労働者派遣事業	と相まつて労働力の需給の適正な調整を図るため労働者派遣事業
第一条 この法律は、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)	第一条 この法律は、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)
	_

適当でないと認められる業務として政令で定める業務 第二十三条の二並びに第四十条の二第一項第一号において単に 業として行う労働者派遣 に掲げる業務その他その業務の実施の適正を確保するためには 「労働者派遣」という。)により派遣労働者に従事させることが 警備業法 (昭和四十七年法律第百十七号) 第二条第一項各号 (次節、 第二十三条第二項及び第三項、

2 3 略

(許可の欠格事由)

第六条 次の各号のいず れかに該当する者は、 前条第一 項 への許可 を

(略) 受けることができない

兀 遣事業の許可を取り消され、 特定労働者派遣事業の廃止を命じられ 第十四条第 項 (第一号を除く。) 又は第二十 の規定により一般労働者派 条第 当該取消し又は命令 項の規定によ

0

日から起算して五年を経過しない者

Ŧī. 又は第二十一条第一項の規定により特定労働者派遣事業の廃止 を取り消された場合については に規定する者に該当することとなつたことによる場合に限る。) 消された者が法人である場合 第十四条第 項の規定により一般労働者派遣事業の許可を取 (同項第 当該法人が第 一号の規定により 一号又は第二号 許可

> 三 という。) により派遣労働者に従事させることが適当でないと認 業として行う労働者派遣 並びに第四十条の二第一 に掲げる業務その他その業務の実施の適正を確保するためには められる業務として政令で定める業務 警備業法 (昭和四十七年法律第百十七号) 第二条第一項各号 項第一号において単に (次節、 第二十三条第二項及び第三項 「労働者派遣

2 • 3 略

(許可の欠格事由

第六条 受けることができない。 次の各号のいずれ かに該当する者は、 前条第 項の 許

可 を

(略)

兀 遣事業の許可を取り消され、 を経過しない者 第十四条第一 項 ( 第 一 号を除く。)の規定により一 当該取消しの日から起算して五年 般労働 者

派

(新設)

この条において同じ。)であつた者で、 し業務を執行する社員 問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、 る。)において、 号に規定する者に該当することとなつたことによる場合に限 を命じられた者が法人である場合 から起算して五年を経過しないもの と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。 た事項が発生した当時現に当該法人の役員 取締役、 執行役又はこれらに準ずる者をい 当該取消し又は命令の処分を受ける原因となつ 取締役 執行役又はこれらに準ずる者 (当該法人が第一号又は第二 当該取消し又は命令の日 (業務を執行する社 \ \ 相談役、 法人に対 顧

消し又は第二十一条第一項の規定による特定労働者派遣事業の第十四条第一項の規定による一般労働者派遣事業の許可の取

第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又廃止の命令の処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)

規定による一般労働者派遣事業の廃止の届出又は第二十条の規は処分をしないことを決定する日までの間に第十三条第一項の

の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日

定による特定労働者派遣事業の廃止の届出をした者

(当該事業

から起算して五年を経過しないもの

| 働者派遣事業の廃止の届出又は第二十条の規定による特定労働|| 前号に規定する期間内に第十三条第一項の規定による一般労

(新設)

(新設)

同 者派遣事業の 一号の通知の て相当の 出 0 日から 理由がある法人を除く。)の役員であつた者で、 廃 起算して五年を経過しないもの 日 前六十日以内に当該法人 止 0) 届出をした者が法人である場合に (当該事業の廃止につ おい 当 7

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六

(新設)

号に規定する暴力団員 (以下この号において 「暴力団員」とい

う。)<br />
又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者 下この条において 「暴力団員等」という。

(略)

暴力団員等がその事業活動を支配する者

暴力団員等をその業務に従事させ、 又はその業務の補助者

として使用するおそれのある者

(許可の基準等

第七条 基準に適合していると認めるときでなければ、 厚生労働大臣は、 第五条第一 項の 許可の申請が次に掲げる 許可をしてはなら

ない。

と認められる場合として厚生労働省令で定める場合において行 ると認められる労働者の を目的として行われるもの 当該事業が専ら労働者派遣の役務を特定の者に提供すること 雇用の継続等を図るために必要である (雇用の機会の確保が特に困難であ

五・六 (略)

(新設

(新設)

(許可の基準等)

第七条 基準に適合していると認めるときでなければ、 厚生労働大臣は、 第五条第一項 の許可 の申請が次に掲げる

許可をしてはなら

ない。

と認められる場合として厚生労働省令で定める場合において行 ると認められる労働者の雇 を目的として行われるもの 当該事業が専ら労働者派遣 用 (雇 0 の役務を特定の者に提供すること 継続等を図るために必要である 用の機会の確保が特に困難であ

われるものを除く。)でないこと。

二 { 四 略

2 は 前項第 同 一号に規定する特定の者に該当するかどうかに 法 人集団 0 法人及び当該法人の子法人 (法人がそ つい 7

の総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該法人が

その経営を支配している法人として厚生労働省令で定めるものを いう。)の集団をいう。 以下同じ。)に属する法人は 一の法人と

みなして、 同号の規定を適用する。

3 厚生労働大臣は、 理由を示してその旨を当該申請者に通知しなければならない。 第五条第一項の許可をしないときは、 遅滞な 2

(許可の 有効期間等)

第十条 1 2 略

3 準に適合していないと認めるとき又は申請者が第二十四 が あつた場合におい 厚生労働大臣は、 て、 前項に規定する許可の有効期間の更新の申 当該申請が第七条第一項各号に掲げる基 五第 請

項の規定に違反していると認めるときは、 当該許可の 有効期 間

条の

0) 更新をしてはならない。

4 略

5 を除く。)並びに第七条第二項及び第三項の規定は、 第五条第二項 から第四項まで、 第六条 (第四号から第七号まで 第二項に規定

われるものを除く。)でないこと。

(略

(新設)

厚生労働大臣は、 第五条第一項の許可をしないときは、

遅滞, な

く 理由を示してその旨を当該申請者に通知しなければならな

(許可の有効期間等)

第十条 1 2 略

3 準に適合していないと認めるときは、 が をしてはならない。 あつた場合におい 厚生労働大臣は、 . て、 前項に規定する許可の有効期間の更新の申請 当該申請が第七条第一項各号に掲げる基 当該許可の有効期間の更新

4 略

5 七条第二項の規定は、 第五条第二項から第四項まで、 第二項に規定する許可の有効期間の更新に 第六条 (第四号を除く。) 及び第

する許可の 有効期間の更新について準用する。

許可 (T) 取消 し等

第十 かに該当するときは 兀 厚生労働大臣は、一般派遣元事業主が次の各号のいずれ 第五条第 項の許可を取り消すことができ

当しているとき。

第六条各号

( 第 四

号から第七号までを除く。) のいず

れかに該

る。

\_\_ <u>•</u> <u>=</u> (略)

2

略

(事業廃止命令等)

四号から第七号までを除く。)のいずれかに該当するときは当該特 条 厚生労働大臣は、 特定派遣元事業主が第六条各号 ( 第

事業所を設けて特定労働者派遣事業を行う場合にあつては、 定労働者派遣事業の廃止を、 当該特定労働者派遣事業(二以上の 各事

業所ごとの特定労働者派遣事業。 始 の当 時同条第四号から第七号までのいずれかに該当するときは の開

以下この項において同じ。)

該特定労働者派遣事業の廃止を、 命ずることができる。

ついて準用する。

(許可 Ó 取消 :し等)

第十四条 厚生労働大臣は、 一般派遣元事業主が次の各号のい ずれ

かに該当するときは、 第五条第 項 の許可を取り消すことができ

る。

第六条各号(第四号を除く。) 0) いず れかに該当しているとき。

略

2 (略)

(事業廃止命令等)

第二十一条 厚生労働大臣は、 特定派遣元事業主が第六条各号

四号を除く。)のいずれかに該当するときは当該特定労働者派遣事

業の廃止を、

当該特定労働者派遣事業

(二以上の事業所を設けて

兀 労働者派遣事業。 特定労働者派遣事業を行う場合にあつては、 [号に該当するときは当該特定労働者派遣事業の廃止を、 以下この項において同じ。) 各事業所ごとの特定 の開始の当時 命ずる 同

条第

2 (略)

ことができる。

七

2

略

第二十三条の二 派遣元事業主は、派遣労働者になろうとする者及

び労働者派遣の役務の提供を受けようとする者が派遣元事業主を

適切に選択することができるよう、厚生労働省令で定めるところ

により、労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る次に

掲げる事項を公開しなければならない。

一派遣労働者の数

二 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数

三 労働者派遣をすることを約した契約の件数及び厚生労働省令

で定める労働者派遣の期間別の内訳

四 派遣労働者の賃金に関する事項として厚生労働省令で定める

事項

五 派遣労働者一人当たりの労働者派遣に関する料金の額に関す

る事項として厚生労働省令で定める事項

六 厚生労働省令で定めるところにより算出した派遣労働者一人

当たりの労働者派遣に関する料金の額に占める派遣労働者の賃

金の額の割合

七 派遣労働者に対して行つた教育訓練の実績

ハ その他厚生労働省令で定める事項

(職業安定法第二十条の準用)

(新設)

(職業安定法第二十条の準用)

第二十四 てい るのは 条第 働者派遣をする」と読み替えるものとする。 とあるの を除く。) ている場合にあ 労働者派遣 ものとし、 あ 業安定所は当 介する」 所 派 は いう。)」と、 0 て準用する。 く。)をしてはならない」と、 いるのは 保護 合にあ 閉 遣 鎖の 事業所に関 た労働者を含む。)」と、 (以 下 際等に 項に規定する派遣元事業主 条 「使用されていた労働者 とあるのは 行わ は つては をしてはならない」 「公共職業安定所は、 当該通報を受けた派遣元事業主は、 関する法律 単に 職業安定法第二十条の規定は、 (当該 コ該事業 「事業所に、 この場合において、 労働者派遣事業の適正な運営の れ Ų 0 る際現に当該事業所に関し労働者派遣をしてい 「労働者派遣」 7 通 介所に対 は 労働者派遣法第二条第一号に規定する労働者 報 一該労働者派遣及びこれに相当するも 「無制限に労働者派遣がされる」と、 0 (以 下 当該労働者派遣及びこれに相当するもの 際現に当該事業所に関し労働者 求職者を紹介してはならない」とあるの L 「労働者を紹介する」 同条第二項中 と 「労働者派遣法」という。) という。) その旨を派遣 求職者を紹介してはなら (労働者派遣に係る労働に従事 同条第 「使用されてい 以 万単に 一項中 (当該同盟罷業又は 労働者 「求職者を無制 確保及び派遣労働者 「派遣 元事業主に通報する 当該事業所に関 「公共職業安定所 た労働 とあるの 派遣事業につい 元事業主」 者」 ない」 派遣をし 第二十三 「公共職 は 限 0) とあ 作業 に紹 を 労 ىل لح 除 る

第二十四 とあるのは とあるのは のを除く。)をしてはならない」と、 とあるのは とあるのは 事していた労働者を含む。)」と、 ものを除く。)をしてはならない」 るものとし、 共職業安定所は当該事業所に対 限に紹介する」とあるのは「無制限に労働者派遣がされる」と、 業主」という。)」と、 て準用する。 をしている場合にあつては、 している場合にあつては、 又は作業所閉鎖の る労働者派遣 第二十三条第一 0 労働者派遣をする」と読み替えるものとする。 就業条件 労働者派遣 条 職 の整備等に関する法律 「公共職業安定所は、 「事業所に関し、 「使用されていた労働者 「労働者派遣事業の適 この場合において、 当該通報を受けた派遣元事業主は、 業安定法第二十条の規定は、 以下 項に規定する派遣元事業主 (当 行われる際現に当該事業所に関し労働者 該通報の · 単 に 「事業所に、 「労働者 当該労働者派遣及びこれに相当するも 労働者派遣法第二条第一号に規定 当該労働者派遣及びこれに相当する 際現に当該事業所に関し労働 L 「労働者を紹介する」 同条第 その旨を派遣元事業主に通 派遣」という。) 正 求職者を紹介してはならな ( 以 下 と 求職者を紹介してはならな な運営の確 同条第二項中 (労働者派遣に係る労働 「使用され 「労働者派遣法」という。) 項中 労働者派遣事業につ 以 下単に 保及び 「公共職業安定所 てい 当該事業 (当該同 「求職者を た労働 派遣労働者 とあるの 「派遣 所に関 盟 者 派 に従 報 無 元事 者 派 遣 罷 制 は 遣

## 一の派遣先に対する労働者派遣の制限)

第二十四条の五 べての派遣先に対して提供する労働者派遣の役務に係る量の五分 場合には当該期間をその開始の日以後 省令で定める場合を除き、 の四を超えないようにしなければならない。 係る労働者派遣の役務の提供を受ける者をいう。 た量に関し、 者派遣の役務について厚生労働省令で定めるところにより計算し 以下同じ。)に対して提供する労働者派遣の役務に係る量がす 事業年度が設けられていない場合には各年)において の派遣先(派遣元事業主の雇用する派遣労働者に 派遣元事業主は、 各事業年度 第七条第 (その期間が一年を超える 一年ごとに区分した各期 項第一 次章第四節を除 号の厚生労働 労働

を適用する。
一の法人集団に属する法人は、一の法人とみなして、同項の規定2 前項に規定する一の派遣先に該当するかどうかについては、同

第三章 派遣労働者の保護等に関する措置

第一節 労働者派遣契約

(契約の内容等)

派遣をすることを約する契約をいう。以下同じ。)の当事者は、厚第二十六条 労働者派遣契約(当事者の一方が相手方に対し労働者

(新設)

第三章 派遣労働者の就業条件の整備等に関する措置

第一節 労働者派遣契約

(契約の内容等)

派遣をすることを約する契約をいう。以下同じ。)の当事者は、厚第二十六条 労働者派遣契約(当事者の一方が相手方に対し労働者

て派遣労働者の人数を定めなければならない。際し、次に掲げる事項を定めるとともに、その内容の差異に応じ生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣契約の締結に

一~八 (略)

ては、当該職業紹介により従事すべき業務の内容及び労働条件九 労働者派遣契約が紹介予定派遣に係るものである場合にあつ

その他の当該紹介予定派遣に関する事項

十 (略)

2~7 (略)

(二月以内の期間の定めのある雇用契約の禁止)

二十九条の二 派遣労働者に係る雇用契約は、期間の定めのない

月を超える期間の定めのあるものでなければならな

もの又は二

あるものは、二月に一日を加えた期間の定めのあるものとみなす。2 派遣労働者に係る雇用契約であつて、二月以内の期間の定めの

(適正な派遣就業の確保)

は第四節の規定により適用される法律の規定に違反することがな遺労働者に労働させるに当たつて当該派遣就業に関しこの法律又第三十一条 派遣元事業主は、派遣先がその指揮命令の下に当該派

て派遣労働者の人数を定めなければならない。際し、次に掲げる事項を定めるとともに、その内容の差異に応じ生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣契約の締結に

一~八 (略)

ては、当該紹介予定派遣に関する事項九 労働者派遣契約が紹介予定派遣に係るものである場合にあ

0

十 (略)

2~7 (略)

(新設)

(適正な派遣就業の確保)

者派遣の役務の提供を受ける者(第四節を除き、以下「派遣先」第三十一条 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者に係る労働

という。)がその指揮命令の下に当該派遣労働者に労働させるに当

	に係る保険料に関する事項として厚生労働省令で定める事項
	用がある場合には当該派遣労働者及び当該派遣元事業主の負担
(新設)	六 健康保険法による健康保険の適用に関する事項並びにその適
	占める当該派遣労働者の賃金の額の割合
	に係る派遣労働者一人当たりの労働者派遣に関する料金の額に
(新設)	五 厚生労働省令で定めるところにより算出した当該労働者派遣
	関する料金の額に関する事項として厚生労働省令で定める事項
(新設)	四 当該労働者派遣に係る派遣労働者一人当たりの労働者派遣に
	める事項
(新設)	三 当該派遣労働者の賃金に関する事項として厚生労働省令で定
一•二 (略)	一•二 (略)
らない。	らない。
省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明示しなければな	省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明示しなければな
あらかじめ、当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、厚生労働	あらかじめ、当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、厚生労働
第三十四条 派遣元事業主は、労働者派遣をしようとするときは、	第三十四条 派遣元事業主は、労働者派遣をしようとするときは、
(就業条件等の明示)	(就業条件等の明示)
しなければならない。	
ここにの別定に違反する	置を講ずる等適切な配慮をしなければならない。
たつて当該派遣就業に関しこの法律又は第四節の規定により適用	いようにその他当該派遣就業が適正に行われるように、必要な措

厚生労働省令で定める事項	三 当該労働者派遣に係る派遣労働者の賃金に関する事項として	· 二 (略)	ければならない。	省令で定めるところにより、次に掲げる事項を派遣先に通知しな	第三十五条 派遣元事業主は、労働者派遣をするときは、厚生労働 第	(派遣先への通知)	(略)	十 (略)	に係る保険料に関する事項として厚生労働省令で定める事項	用がある場合には当該派遣労働者及び当該派遣元事業主の負担	九 雇用保険法による雇用保険の適用に関する事項並びにその適	に関する事項として厚生労働省令で定める事項	り負担する徴収金を含む。第四十条の九第三号において同じ。)	負担に係る保険料及び掛金(同法第百四十条第二項の規定によ	の適用がある場合には当該派遣労働者及び当該派遣元事業主の	八 厚生年金保険法による厚生年金の適用に関する事項並びにそ	に係る保険料に関する事項として厚生労働省令で定める事項	する事項及びその適用がある場合には当該派遣元事業主の負担	七 労働者災害補償保険法による労働者災害補償保険の適用に関
	(新設)	一•二 (略)	ければならない。	省令で定めるところにより、次に掲げる事項を派遣先に通知しな	第三十五条 派遣元事業主は、労働者派遣をするときは、厚生労働	(派遣先への通知)	2 (略)	三(略)			(新設)					(新設)			(新設)

	一 / 当該学働者派遣の其間中に当該派遣「事業主におして実施す
	「信を行動台長量の用力」に信を受量に対している。間において労働させてはならない場合には、その旨
	用する場合を含む。)の規定により午後十時から午前五時までの
	第十九条第一項(育児・介護休業法第二十条第一項において準
(新設)	七 当該労働者派遣に係る派遣労働者について育児・介護休業法
	その旨
	の制限時間を超えて労働時間を延長してはならない場合には、
	る場合を含む。)の規定により育児・介護休業法第十七条第一項
	七条第一項(育児・介護休業法第十八条第一項において準用す
	三年法律第七十六号。以下「育児・介護休業法」という。)第十
	業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成
(新設)	六 当該労働者派遣に係る派遣労働者について育児休業、介護休
	める事項
	業主の負担に係る保険料に関する事項として厚生労働省令で定
	よる労働者災害補償保険の適用がある場合には、当該派遣元事
(新設)	五 当該労働者派遣に係る派遣労働者に労働者災害補償保険法に
	事項
	の負担に係る保険料に関する事項として厚生労働省令で定める
	する健康保険組合の組合員である場合には、当該派遣元事業主
(新設)	四 当該労働者派遣に係る派遣労働者が健康保険法第四条に規定

九 (略)

2 派遣元事業主は、前項の規定により派遣先に通知した事項に変

更があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨

及び当該変更があつた事項を当該派遣先に通知しなければならな

V

(派遣元責任者)

三十六条 派遣元事業主は、派遣就業に関し次に掲げる事項を行

わせるため、厚生労働省令で定めるところにより、第六条第一号

から第八号までに該当しない者(未成年者を除く。)のうちから派

遣元責任者を選任しなければならない。

一 〜 六 (略)

(準用)

第三十八条 第三十三条及び第三十四条第一項(第十号を除く。)の

規定は、派遣元事業主以外の労働者派遣をする事業主について準

用する。この場合において、第三十三条中「派遣先」とあるのは、

「労働者派遣の役務の提供を受ける者」と読み替えるものとする。

(労働者派遣契約の遵守等)

第三十九条 派遣先は、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者

三 (略)

(新設)

(派遣元責任者)

第三十六条 派遣元事業主は、派遣就業に関し次に掲げる事項を行

わせるため、厚生労働省令で定めるところにより、第六条第一号

から第四号までに該当しない者(未成年者を除く。)のうちから派

遣元責任者を選任しなければならない。

一 六

(略)

(準用)

》| 第三十八条 第三十三条及び第三十四条第一項(第三号を除く。)の

規定は、派遣元事業主以外の労働者派遣をする事業主について準

用する。この場合において、第三十三条中「派遣先」とあるのは、

「労働者派遣の役務の提供を受ける者」と読み替えるものとする

(労働者派遣契約に関する措置)

第三十九条 (第一項として新設)

る行為をしてはならない。について、次に掲げる行為その他の労働者派遣契約の定めに反す

就業日以外の日に派遣就業をさせること。をさせることができる旨が定められていないにもかかわらず、をさせることができる旨が定められていないにもかかわらず、労働者派遣契約において当該労働者派遣契約に定められた派

ることができる日以外の日に派遣就業をさせること。ことができる旨が定められている場合に、当該派遣就業をさせる二 労働者派遣契約において就業日以外の日に派遣就業をさせる

もかかわらず、就業時間を延長すること。 間」という。) を延長することができる旨が定められていないに 遣就業の開始の時刻から終了の時刻までの時間(以下「就業時 一 労働者派遣契約において当該労働者派遣契約に定められた派

超えて就業時間を延長すること。が定められている場合に、当該延長することができる時間数をが定められている場合に、当該延長することができる旨

2 (略)

(労働組合等に対する通知)

は、当該派遣先の事業所に、労働者の過半数で組織する労働組合第三十九条の二 派遣先は、労働者派遣の役務の提供を受けるとき

(略)

(新設)

六

がある場合においてはその労働組合に対し、労働者の過半数で組

者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する

る事項並びにその内容の差異に応じた派遣労働者の人数一第二十六条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げ

一派遣元事業主の氏名又は名称

三 当該労働者派遣に関する料金の額

四 当該労働者派遣に係る派遣労働者の賃金に関する事項として

厚生労働省令で定める事項

五 当該労働者派遣に係る派遣労働者に対する健康保険法による

健康保険、労働者災害補償保険法による労働者災害補償保険、

厚生年金保険法による厚生年金及び雇用保険法による雇用保険

の適用に関する事項

六 その他厚生労働省令で定める事項

(労働者派遣の役務の提供を受ける期間

第四十条の二 (略)

一·二 (略)

二条第一号に規定する育児休業をする場合における当該労働者項及び第二項の規定により休業し、並びに育児・介護休業法第二 当該派遣先に雇用される労働者が労働基準法第六十五条第一

(労働者派遣の役務の提供を受ける期間

第四十条の二 (略)

一・二 (略)

法律第四十九号)第六十五条第一項及び第二項の規定により休三 当該派遣先に雇用される労働者が労働基準法 (昭和二十二年

業し、並びに育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労

合における当該労働者の業務の業務その他これに準ずる場合として厚生労働省令で定める場

生労働省令で定める休業をする場合における当該労働者の業務 二号に規定する介護休業をし、及びこれに準ずる休業として厚四 当該派遣先に雇用される労働者が育児・介護休業法第二条第

2~6 (略)

働者派遣の役務の提供を受ける者に対し、自己の雇用主とみなす為をした場合には、当該労働者派遣に係る派遣労働者は、当該労第四十条の六 労働者派遣の役務の提供を受ける者が次に掲げる行

のいずれかに該当する業務に従事させること。
一 第四条第三項の規定に違反して派遣労働者を同条第一項各号

旨を通告することができる。

た者から労働者派遣の役務の提供を受けること。 しくは第十条第二項の規定による許可の有効期間の更新を受け 遺事業を行う者又は偽りその他不正の行為により同項の許可若 一情を知つて、第五条第一項の許可を受けないで一般労働者派

三 情を知つて、第十六条第一項に規定する届出書を提出しない

ける当該労働者の業務 一号に規定する育児休業をする場合における当該労働者の業務 例者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第

省令で定める休業をする場合における当該労働者の業務規定する介護休業をし、及びこれに準ずる休業として厚生労働又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第二号に四 当該派遣先に雇用される労働者が育児休業、介護休業等育児

2~6 (略)

(新設)

受けること。で特定労働者派遣事業を行う者から労働者派遣の役務の提供を

の提供を受けること。
らず、第四十条の二第一項の規定に違反して労働者派遣の役務四 第三十五条の二第二項の規定による通知を受けたにもかかわ

益を著しく害する行為として厚生労働省令で定めるもの五 前各号に掲げる行為に準ずる行為であつて、派遣労働者の利

2 約は、 労働者と当該通告に係る労働者派遣をする事業主との間の ないものに変更することができる。 であるときは 役務の提供を受ける者に対し、 したときに、 において、 前項の規定による通告があつた場合には、 当該通告が当該労働者派遣の役務の提供を受ける者に到達 当該通告が同項第四号に掲げる行為を理由とするもの 当該労働者派遣をする事業主から当該労働者派遣の 当該派遣労働者は 移転したものとみなす。この場合 当該雇用契約を期間の定めの 当該通告をした派遣 )雇用契

同項各号に該当しないと思料するときは、その旨を併せて通知した旨を当該派遣労働者に通知しなければならない。この場合におた旨を当該派遣労働者に通知しなければならない。この場合におって、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者は、当該労働者派遣に係る労働者派遣の役務の提供を受ける者は、当該労働者派遣に係る

3

なければならない。

主に通知しなければならない。
告を受けたときは、直ちに、その旨を当該労働者派遣をする事業者が働者派遣の役務の提供を受ける者は、第一項の規定による通

(時間外労働及び深夜業の制限)

(新設)

超えて延長してはならない。

樹者の就業時間を育児・介護休業法第十七条第一項の制限時間を
場に掲げる事項の通知を受けた場合には、当該事項に係る派遣労
第四十条の七 派遣先は、第三十五条第一項の規定により同項第六

十時から午前五時までの間において派遣就業をさせてはならな 事項の通知を受けた場合には、当該事項に係る派遣労働者に午後 2 派遣先は、第三十五条第一項の規定により同項第七号に掲げる

(未払賃金に関する責任)

(新設)

つた者を含む。以下この条及び次条において同じ。)が賃金(当該窓四十条の八派遣先(派遣先の指揮命令の下に労働させた派遣労働者窓四十条の八派遣先(派遣先であつた者を含む。以下この条及び第四十条の八派遣先(派遣先であつた者を含む。以下この条及び

該派遣元事業主と連帯して、 責めを免れる。 位を相続、 べき場合には、 五十一年法律第三十四号)第七条の規定により立替払が行われる おいて同じ。)を支払期日の経過後なお支払つていないときは、当 派遣先の指揮命令の下での労働に係るものに限る。 当該賃金について、 合併又は分割により承継した者は、 その価額の限度において、 賃金の支払の確保等に関する法律 当該賃金を支払う責任を負う。 当該派遣先及びその地 当該賃金の支払の 以下この条に (昭和 ただ

(健康保険の保険料等に関する責任)

健康保険法の規定により事業主として負担する健康保険の保

険料

保険の保険料
二 厚生年金保険法の規定により事業主として負担する厚生年金

(新設)

項に規定する免除保険料率に係る部分として厚生労働省令で定 めるところにより計算した額 る事業主として負担する掛金のうち、 厚生年金保険法の規定により厚生年金基金の加入員を使用す 同法第八十一条の三第一

として負担する労働保険料 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定により事業主

(派遣労働者に対する安全衛生教育)

第四十条の十 ない。 する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければなら 遣労働者に対し 派遣先は、 厚生労働省令で定めるところにより、その従事 派遣労働者を受け入れたときは、 当該派

(定期健康診断等の代行)

(新設)

第四十条の十一 働者に対して派遣元事業主が労働安全衛生法(昭和四十七年法律 第五十七号)第六十六条第一項の規定に違反して健康診断を行つ において、 たときは、 該派遣先が行う健康診断を受けることを希望する旨の申出があつ ていない場合において、 当該派遣先は、 当該健康診断を受けさせなければならない。この場合 派遣先は、 当該派遣労働者から同項の規定により当 その指揮命令の下に労働させる派遣労 当該派遣元事業主に対し、当該派遣労

(新設)

<u>-</u> -

ロ 当該派遣労働者に係る第三十九条第二項に規定する労働者イ (略) 一 (略)	第四十一条(略)(派遣先責任者)	意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。今で、派遣元事業主に対し求めてはならない。ただし、本人の同とを、派遣元事業主に対し求めてはならない。ただし、本人の同とを、派遣元事業主に対し求めてはならない。ただし、本人の同とを、派遣元事業主に対し求めてはならない。ただし、本人の同とを、派遣元事業主に対し求めてはならない。ただし、本人の同とを、派遣元事業主に対し求めてはならない。	生に対する個件与しなけれ	の請求を円滑上の事由又は	第四十条の十二 派遣先は、その指揮命令の下に労働させる派遣労(労働者災害補償保険の保険給付の請求に係る便宜の供与)働者に対する健康診断に要した費用を請求することができる。
ロ 当該派遣労働者に係る 第三十九条 に規定する労働者派遣契イ (略)   一 (略)	第四十一条(略)(派遣先責任者)		(新設)		(新設)

(準用) (準用) (準用) (準用) (準用) (準用)
に掲げる事項について確認を求めなければならない。 「派遣元事業主は、前項の規定による通知を受けたときは、当該第四十二条 1~3 (略) 「派遣元事業主は、前項の規定による通知を受けたときは、当該
事項について確認を求めなければならない。
事項について確認を求めなければならない。 1~3 (略) 1~3 (略) 事業主は、前項の規定による通知を受けたときは、事理白帳)
事項について確認を求めなければならない。
事項について確認を求めなければならない。 1~3 (略) 事業主は、前項の規定による通知を受けたときは、事理主は、前項の規定による通知を受けたときは、
事項について確認を求めなければならない。 非業主は、前項の規定による通知を受けたときは、事業主は、前項の規定による通知を受けたときは、
事項について確認を求めなければならない。けた事項に係る派遣労働者に、第一項第二号及び第事業主は、前項の規定による通知を受けたときは、
第一項第二号及び第
掲げる事項について確認を求めなければならない。
準用)
第三十九条、
、労働者派遣の役務の提供を受ける者であつて派遣先以外のも
について準用する。
(労働基準法の適用に関する特例)
単に「事業」という。)の事業主(以下この条において単に「事
他の事業主の事業におけ

事 事業主」という。) れらの規定に係る罰則の規定を含む。)を適用する。 0 く。)であつて、 労働者が派遣されている事業 派遣中の労働者」という。)の派遣就業に関しては、 同法第三条、 同条中 という。)もまた、 賃 金の 当該 第五条、 に雇用されていないもの 減額 他の事業主 その 派遣中の労働者を使用する事業とみな 第六十九条及び第百三十六条の規定(こ 他不利益な取扱い」とあるの (以下この節において (以下この条において「派遣先の (以下この節におい この 当該派遣· 派遣先 場合にお は 0 中

るの 条の 第三 三項に規定する派 第六十八条までの規定並びに当該規定に基づいて発する命令の 護等に関する法律 合におい 定(これらの 三条まで、 第三十六条第 派 遣中の労働者を使用する事業とみなして、 派 は 兀 遣中の労働者 第 て、 労働者 第六十四条の二、第六十四条の三及び第六十六条から 項 規定に係る罰則の規定を含む。) 第三十二条の二第一項、 同 から第三項まで、 項、 派 法第三十二条の二第 造元の 遣 の派遣就業に関しては、 。 以 下 第四十条、 事業の 使用者 「労働者派遣法」という。) 適正な運営の 第四十一条、 第三十三条から第三十五条まで、 (以下単に 項 第三十二条の三、 確保及び派遣労働者の 中 派遣先 「派遣元の使用者」 「当該事業場に」 労働基準法第七条 第六十条から第六十 を適用する。 の事業の 第四 十四四 第三十二 この みを、 [条第 とあ لح 保 場 規

2

2

利

益な取

扱

とする。

て、 事 係る罰則の規定を含む。) 0) 事業主」という。) く。)であつて、 ・業」という。) 労働者が派遣されている事業 「派遣中の労働者」という。)の派遣就業に関しては、 同法第三条、 もまた、 当該他の事業主 第五条及び第六十九条の規定 に雇用されていないもの を適用する。 派遣中の労働者を使用する事業とみな (以下この節において (以下この条において (以下この (これらの規定 当該 節 「派遣: 派 に 派 お 遣 先 先 遣 1 て  $\mathcal{O}$ 

るのは 四十四条第三項に規定する派遣元の 業条件の 第六十八条までの規定並びに当該規定に基づいて発する命令 三条まで、 条の四第一 合において、 定 第三十六条第一 第三十二条、 派遣中の労働者を使用する事業とみなして、 派遣中の労働者の (これらの規定に係る罰則の 整備等に関する法律 労働者 第六十四条の二、 項から第三項まで、 第三十二条の二第 同 項、 派遣事業の 法第三十二条の二第 第四十条、 派遣就業に関しては、 適 第六十四条の三及び第六十六条から IE. (以 下 規定を含む。) な運 第三十三条から第三十五条まで 第四十一条、 項、 使用者 営の 「労働者派遣法」 第三十二条の三、 項 中 確保及び派 派遣先の事業の (以下単に「派遣 「当該事業場に」 第六十条から第六十 労働基準法 を適用する。 遣労働者 という。) 第七 第三十二 この場 み とあ · の 規 の就 元 条  $\mathcal{O}$ 

るの う。 事 遣法第二十六条第一項に規定する労働者派遣契約に基づきこの とあるの 則その他これに準ずるものにより、」とあるのは れ 0) 該 0 が いう。)が、 当 を行 事業場に」 事業場に」 業の事業場の」 規定による労働時間により労働させることができるもの」 就業規則その他これに準ずるものにより」と、 以下同 「該事業場 は「派遣元の使用者が、当該派遣元の事業の事業場に」と、 政官庁に」 は じ。 。 当該派遣元の事業 「とした労働者であつて、 と とあるのは Ď の事業場に」 と とあるの 同法第三十六条第一項中 とあるの 同法第三十二条の四第一 「派遣元の使用者が は は と 「及びこれを行政官庁に」とする。 派 (同 遣元の使用者が、 1項に規定する派遣元の 同法第三十二条の三中 当該労働者に係る労働者派 「当該事業場に」 項及び第一 当該派遣 「派遣元の使用者 「とした労働者」 当該派遣 一項中 元 事業をい 「就業規 の とあ 事 元 と 当 条 業 0

3 4 略

5 法律 る派遣元の る派遣就業にあつては、 者派遣事業の 条 前 のニ 各項の規定による労働基準法の特例につい 以下 一第 事業の事業場)」と、 「労働者派遣法」という。)第二十六条第一項に規定す 一項中 適 正 な 「当該事業場」とあるの 運 営の 労働者派遣法第四十四条第三項 確保及び 同法第三十八条の三第一 派遣労働者の保護等に関 は 「当該事 ては、 業場 同法第三十 項中 に規定す (労働 す 「就

> 使用者」という。)が、 (の使用者が就業規則その他これに準ずるものにより] と、 事業をいう。 とあるのは と 「当該事業場に」 「当該事業場の」とあるのは とあるのは 以下同じ。)の事業場に」と、 「派遣元の使用者が、 当該派遣元の事業 「とした労働者であつて、 と、 とあるの と 同法第三十六条第一項中 同法第三十二条の四 は 派遣元の使用 「派遣元の使用者 当該派遣元の (同項に規定する派遣 「及びこれを行政官 者が 第 事 当 業の 項 が、 当 派 事 該 当 元

3 4

5 場に」 二項中 もの」 項に規定する派遣元の事業の事業場)」 中「就業規則その他これに準ずるものにより、」とあるのは 0 項に規定する派遣就業にあつては、 等に関する法律 者派遣事業の適 八 場に」と、「これを行政官庁に」とあるのは 遣元の事業の事業場に」 に」とする。 派遣元の事業の事業場の」 づきこの条の規定による労働時間により労働させることができる る労働者派遣法第二十六条第一項に規定する労働者派遣契約 た労働者」 元 条の二第二項中 前各項の規定による労働基準 (略 正 ( 以 下 な運営の 「当該事業場」 「労働者派遣法」という。)第二十六条第 確保及び 法 とあるのは の特例については、 労働者派遣法第四十四条第三 派遣労働者 と 同法第三十八条の三第 同法第三十二条の三 「当該事業場 の就業条件 当該労働者に係 同 法第三十 ⋾該事業 (及び第 :の整備 とし (労働 に基 業 庁 派 該 遣

議 第百一 条第 をい 罪 規定する決議 者 同 規定により 0 十 派 用 第 法 規定する派遣先 者 か 百 第四 派遣法 法 造法 者」 法 0 百 兀 せたとき」 派遣法第四 条の . う。 「協定並びに第三十八条の四第 第百六条第 同 兀 条の二 律に基づいて発する命令の規定 法 条中 第四 十四四 あるのは 律 条第四項 項、 とあるの 条の二、 第四 : に 基 罪を含 中 条の規定」 下 適用される場合を含む。) 十四条の規 第 とあ 同 +ļλ この + (派 第 項 む。) の事 兀 て発する命令」 の規定による第百十八条、 0) は 兀 協 百五条の二、 及び 条第 遣 条 項 法 る 先の 中 定並びに第三十八条の (T) 律 使用者 法 業の第十条に規定する使用者とみなされる者 0 が と と 達反 第四 は 規定を含む。 定により適用される場合を含む。) 律」とあるのは :就かせたときを含む。)」 「この法律」 使用者にあつては、 項又は第二項の 人の罪」 同法第百 同法第百四 項 就かせたとき (派遣先の使用者を含む。)」 第百六条第一 とあるのは 第百条第 とあるのは 一条第 一項及び第五 以 とあるのは 又は同条第三 (労働者派遣法第四 下この · 条第 「この法律及び労働 規定に (派遣先 項及び第三項 兀 第百十九条及び 項、 「この法律若しくはこ 項 項に 項中 この法律及びこれに 第 及び 「この法律 と ょ 「この 第百四条第一 項 項に規定する決 おい 項 の使用 り 第百 及び 同 同 の規 法律 条第 て  $\mathcal{O}$ 法第九十 九条中 と 第 + 法 0) 者 同じ。)」 並 定 (労働 律又 第百二 应 者 び 五 違 (労 (労働 |条の 派遣 項に 項 同 と、 に 反 項 使 は 法 働 者 第  $\mathcal{O}$ 九

0

九

兀

項

用

含む。) 条第一 む。) 労働者派遣法第四十四条の規定」 規定する決議」 法第四十四条の規定により 第百九条中 法第九十九条第 法律若しくはこの法律に基づいて発する命令の規定 なされる者をいう。 「この法律又はこの 2条第二 法律 法律 者 て同じ。)」と、 条及び第百二十一 金びに第百四 第五項に規定する決議 0 項 規定」 中 (労働 ٢, 項に規定する派遣先の事 0 (労働者派遣法第四十四 (労働者 項、 就 違反の罪 と 司 者 かせたとき」 法第百二 第百四 使用者」 派遣法第四十四条第 同 とあるの 派遣法第四 条の二中 「協定並びに第三十八条の 法第百六条第一 項、 以下 (同条第四項の規定による第百十八条、 法律に基いて発する命令」 条の罪を含む。)」と、 条の二、 二条中 第 とある -同じ。) とあるの は この ·派 適用される場合を含む。) 項 十四四 この 「協定 第百 遣 0) 及び第四 · 条の 先の 条の 法 は が 業の第十条に規定する使用者とみ 項中 と 並びに第三十八条の 法 五. 律」とあるのは は 就かせたときを含む。)」 「使用者 使用者にあつては、 規定を含む。 規定により適用される場 律違反の罪」 条の二、 項又は第二項の 「この法律」 就 同法第百一 項 かせたとき 四第一 同法第百 第百条第一 (派 第百六条第 とあ 造先の 条第一 項 とあ とあるの 以 「この法律 分び 下この 又は同 るの 兀 規定に (労働 (派遣先 項 条第 使用者 兀 るの 項、 この 及び 第 は 第 は 項 者 第 項 Ŧī. 条 は 「この 法 項 に 派遣 項 百 合 を含 及び 及び  $\mathcal{O}$ 項 第 第 司 及 中 同 使

び

項

1

 $\mathcal{O}$ 

5 づいて発する命令の規定 律に基いて発する命令」とあるのは 基づく命令の要旨)」 適 0) 用される場合を含む。) 規定 (これらの規定に係る罰則の規定を含む。) と 並びに同条第三項の規定」として、 同法第百十二条中「この法律及びこの法 (労働者派遣法第四十四 「この法律及びこの法律に基 条の規定により を適用する。 これ

6 略

(労働安全衛生法

の適用に関する特例等)

第四十五 た当該 第三号に規定する事業者をいう。 れらの規定に係る罰則の規定を含む。) 十二条から第十三条 れる労働者とみなして、 て 第二十五条の二第二項 て、 いる派遣先の事業に関しては、 派遣中の労働者を当該派遣先の事業を行う者にもまた使用さ 第六十六条の五 派遣中の労働者を使用する事業者 条 同法第十条第一項中 九条の二、 労働者がその事業における派遣就業のために派遣され (第二項を除く。) まで、 第一 第五十九条第二項、 同法第三条第一項、 項、 (労働者派遣事業の適正な運営の 「第二十五条の二第二項」 第六十九条及び第七十条の規定(こ 当該派遣先の事業を行う者もま 以下この条において同じ。) を適用する。 (労働安全衛生法第二条 第六十条の二、 第四条、 第十三条の二、 この場合にお とあ 第十条、 第六十 確保及 るの 第十 と、 は 第

> して、 及びこれに基づく命令の要旨)」と、 適用する。 規定により適用される場合を含む。) の法律に基づいて発する命令の規定 及びこの法律に基いて発する命令」とあるのは これらの 規定 (これらの規定に係る罰則の規定を含む。) 同法第百十二条中 並びに同条第三項 (労働者派遣法第四 「この法律及びこ 0 「この法 十四四 規定」 条の لح 律

6

第 含む。) 二十五条の二第二項」とあるのは <u>\</u> د 四十五条 条第一項、 兀 ている派遣先の事業に関しては、 六十九条及び第七十条の規定 の事業を行う者にもまた使用される労働者とみなして、 以下この条において同じ。)と、 た当該派遣中の労働者を使用する事業者 第二項、 (労働安全衛生法の適用に関する特例等 十七年法律第五十七号) (略) まで、 を適用する。この場合において、 第六十条の二、 第四条、 労働者がその事業における派遣就業のために派遣さ 第十三条の二、第十八条、 第十条、 第六十二条、 第二条第三号に規定する事業者をいう。 第十二条から第十三条 (これらの規定に係る罰則の 当該派遣中の労働者を当該派遣先 当該派遣先の事業を行う者もま 「第二十五条の二第一 第六十六条の五 第十九条の二、 同法第十条第 (労働安全衛生法 (第二項を除 第 第五十 二項 項 同法第三 規定 項 中 (昭 (労働 九 「第 第 条 和

るの む。 業務 う。 ) 者に関しては、 は 規定により 0 めるものに限る。) 康診断に係るものに限る。) び 0 安全又は衛生のため び 1 しにこれ . う 。 派遣先安全衛生管理業務」と、 次の 派遣労 健康管理その他 は 項 規 項に規定する派 7 「健康管理その他 は 及び第十二条の二中 第四十 定による健 及び当該健康診断に係る同条第四項の規定による健 (第六十六条第 業務」 第二十 派遣先安全衛生管理 に関しては、 第二十 働 者 適用される場合を含む。)」と、 五条第三項の規定により適用される場合を含む。)」と、 健康診 とあるの 五条の二第二項 0 当該事項のうち厚生労働省令で定めるものを除く。 保護等 Ŧi. 康 の厚生労働省令で定める事項 条の二第 遣 を除く。 診 (T) 断に係る同条第五項ただし書の規定による健 の特別の教育に係るものを除く。)、 中 一項の 第二号の業務 !断であつて厚生労働省令で定めるも に関 は 厚生労働省令で定める事項 . (7) 労働者 「次の業務 「第十条第一 「業務」という。)」 規定による健康診断 する法律 第十二条第一項及び第十二条の二にお 及び第五号の業務 一項各号」と、 (労働者派遣法第四十五条第三 「第二十五条の二第二項」とある (以下単に (第五十九条第三項に規定する (労働者派遣法第四 〇 以 下 項各号の業務」 「同条第一 同法第十三条第 派 「労働者 と (厚生労働省令で定 遣 ( 以 下 」 (同条第二項 同法第十二条第 中 (派遣中の 0 派遣法」 項各号」 とあるの 労働者」 第三号 とあるの 康診断 十四四 0) 労働 とあ 一項の を含 後段 条第 とい 項 は 並 中 Ď لح

二中 除く。 厚生労働省令で定める事項 二第二項 理業務」 る。) 断であつて厚生労働省令で定めるものを含む。) 中 項の規定により適用される場合を含む。)」と、 等に関する法律 者派遣事業の 0) 生管理業務」 に係る同条第五項ただし書の規定による健康診断に係るものに限 0) 第二号の業務 0) の二第一 る場合を含む。)」と、 に係る同条第四項の規定による健康診断並びにこれら 項の 厚生労働省令で定める事項 特別の教育に係るものを除く。)、第三号の業務 は の労働者 「第十条第一項各号の業務」 及び第五号の業務 規定による健康診断 第十二条第一 次の業務 と、 項各号」と、 (労働者派遣法第四十 (以下単に 「第二十五条の二第二項」とあるのは という。)」と、 適 (第五十九条第三項に規定する安全又は衛生のため 正 ( 以 下 (労働者派遣法第四十四条第一 な 項及び第十二条の二において 運 「同条第 同法第十三条第 営 「労働者派遣法」という。) 「派遣中の労働者」 (厚生労働省令で定めるものに限る。) 0 確 (以下」とあるのは (同条第二 同法第十二条第一 保及び (派遣中の労働者に関しては、 項 五条第三項の規定により とあるのは 各号」とあるのは 派遣労働者 項後段の規定による健 一項中 という。) 「健康管理その 「派遣先安全衛生管 「次の業務」 及び当該健康診 項及び第十二条の 項に規定する派遣 の就 「健康管理その 第四十五 「第二十 「派遣先安全 (第六十六条第 業条件 に関しては 「第二十五 0 適用 健 康 条第三 とある の整備 五. 当該 他 さ 診 条 康 他 0

うち とあるの 第三項及び次条において」と、 厚生労働省令で定めるものを除く。)」とする。 は 「次の事 項 (派遣中の労働者に関しては 同法第十八条第一 項中 「次の 当 該 事 事 項 項」  $\mathcal{O}$ 

2

業務」 条第 条 第 中 管 が 労働者派遣法第四十 という。)第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者 省令で定める事項 令で定める事項 確保及び 0 ために派遣されてい 業務」 派遣中の その 理 その選 第十条第 「業務」 八条第 第十二条第 と 項、 事 項 Ó とある 業に使用 派 任する総括安全衛生管理者に統括管理させる業務 という。)」と、 労働者」 遣労働者 規定により読み替えて適用されるこの 第十二条第 同法第十三条第 項 項各号 の規定 0) (以下」とあるのは 一項及び第十二条の二において「派遣元安全衛 は する労働者が派遣先の (派 という。) に関しては、 -四条第 の保護等に関する法律 る派遣元の事業に関する労働安全衛生法第十 遣中の労働者に関しては、 の業務」 次の業務 の適用については、 一 項、 同法第十二条第一 一項中 第十二条の二、第十三条第一項 項に規定する派遣先の事業を行う者 とあるの (労働者派遣事業の適 「健康管理その他 「健康管理その他 は 事 同 業における派 労働者派遣法第四十五 「派遣 (以下 法第十条第 項及び第十二条の二 当該事 項 元安全衛生 「労働者派遣法 |の厚 0)  $\mathcal{O}$ 規 正 ( 以 下 定に な運 厚 生 項のうち 遣就業の 項中 一労働 生 一労働 管理 を除 により -単に 営の 及び 次 省 生 2

おい 事 0) 令で定めるものを除く。)」とする。 事 ,項のうち厚生労働省令で定めるもの 項 て (派遣中 と 同法第十八条第一項中 0 労働者に関しては、 「次の事項」 当該事項のうち厚生労働 を除く。 第三項 とあるの 及び次条に は 次 省

条第一 厚生労働省令で定める事項 事業を行う者がその選任する総括安全衛生管理者に統括管理さ 者 働者派遣法」という。) 0) る業務を除く。 0 遣法第四十五条第 確保及び派遣労働者の ために派遣されてい 全衛生管理業務」と、 十二条の二中 元安全衛生管理業務」 0 第十八条第一 )業務」 厚生労働省令で定める事項 規定により労働者派遣法第四十四条第 その事業に使用する労働者が派遣先の事業に (以下単に 項、 とあるの 第十二条第 項の 「第十条第 派遣中の労働者」 第十二条第一 規定の は 、る派遣 項の 同法第十三条第 という。)」と、 第四十四条第一項に規定する派遣中 次の業務 就業条件 規定により読み替えて適用されるこの 適用については、 項、 項各号の 元の事業に関する労働安全衛生法 (以下」とあるのは 項及び第十二条の二におい 第十二条の二、第十三条第 (派 0 という。)に関しては、 (労働者派遣事業の ,遣中の労働者に関しては、 整備等に関する法律 業務」 一項中 同法第十二条第 同法第十条第一 とあるの 項に規定する派遣先 「健康管理その おけ 健 適正 る派 康管理その は 「派遣 以 、遣就 て 労働 項 な運営 項 項 及び第 0 派 中 当該 及び 他 元安 労 第 者 業 「労 次 他 項 派

中 0 同 厚生労働省令で定めるも 0 法第十八条第 限る。)」 労働者に関して とする。 一項中 は 「次の事項」 のに 当 該事項のうち厚生労働省令で定め 限る。 第三項及び次条において」と、 とあるのは 「次の事 項 (派 るも 遣

3

項の 第三 労働 第十 三十一条の三、 五. 第六十六条第二 項 カュ  $\mathcal{O}$ 0 Ŧī. 項 の政令で定める業務に従事させたことのある労働者 + 0 5 事 労働者を使用する事業者と、 先 -条の一 項、 者を含む。) 第一 規 業を行う者に の事業に関 七条の三から第五十七条の五まで、 規定に係 働 第六十 同 定に係る部分に限る。 者がその事業に 一十七条まで、 第四 法第六十六条第二項前段及び後段、 第十四 第 項 る部 一条第 第三十六条 項 項及び第四項並びに第三十条の三第一項 しては、 に係る部分に限 同 前段及び後段 分に限る。)、 条から第十五条の三まで、 使 法第六十六条第二項前段及び後段並 用される労働者とみなして、 項、 第二十八条の二から第三十条の三まで、 お 当該派遣先の事業を行う者を当 ける派遣就業の 第六十五条から第六十五 (同法第三十条第一項及び第四 以下この条において同じ。) 当該派遣中の労働者を当 第四十五条 る。 (派遣先の事業を行う者が 以下この条におい 第五十九条第三項、 ために派遣され (第二項を除く。)、 第十七条、 第三項並びに第四 労働安全 条の 、 て 同 (派 及び てい 兀 第二十条 該 該 並びに第 びに第三 造中 [まで、 項、 南生 派遣先 同 じ。)、 派 第六 第四 項 遣 る派 法 項 第 第 Ó 後 第 中 3

おい 事 0) 令で定めるものに限る。)」とする。 事 ,項のうち厚生労働省令で定めるものに限る。 項 て (派遣中 と 同法第十八条第一項中 0 労働者に関して は、 「次の事項」 当 「該事項のうち厚生労働 第三項 とあるの 及び次条に は 次 省

第十一 項の 段 三十条の二第一 三十一条の三、 五. 項 第三項、 労働者を含む。) 0) 遣先の事業に関しては、 第六十六条第二 + 五十七条の三から第五十七条の五まで、 から第二十七条まで、 0 条、 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ (の政令で定める業務に従事させたことのある労働者 労働者を使用する事業者と、 事業を行う者に使用される労働者とみなして、 労働者がその 規定に係る部分に限る。 規定に係る部分に限る。)、 (同法第六十六条第二項前段及び後段、 第六十一 条、 第四 第十四 項 条第 第三十六条 項 項及び第四項並びに第三十条の三第一項 事業における派遣就業のために派遣され に係る部分に限る。 、同法第六十六条第二項前段及び後段並びに第 前段及び後段 条から第十五条の三まで、 項、 第二十八条の二から第三十条の三まで、 当該 第六十五条から第六十五 (同法第三十条第一項及び第四 以下この条において同じ。) 派遣先の事業を行う者を当 当 第四十五条 派 該派遣中の労働者を当 造先の事業を行う者が 以下この条におい 第五十九条第三項、 (第二項 第十七条、 第三項並 労働安全衛 一条の を除く。 びに第四 て同じ。)、 (派遣-該 てい 四まで 及び第 該 並びに第 第二十条 同 項 派 派 第六 中 項 遣先 生 遣 る 第 兀 第 第 項

第五 号及び第八十八条第七項中 律 中 第四十五 条の三 法第六十六条の四中 派 は 規定により 0 派遣労働者の 又はこれに基づく 用する。 基づく命令の規定 び 第六十六条の四、 びに第五 0 れに基づく命令 :若しくはこれに基づく命令の規定 規定に係る部分に限る。 遣 同 に第八十八条 この とあるのは 項の 項ただし書又は第六十六条の二」 法第四十 定若しく (同法第六十六条第二項前段及び後段、 法 頭の 条の規定により適用される場合を含む。) 又は同 規定に基づく命令の規定」と、 適用される場合を含む。) 律 の場合におい は同 保護等に関 規定に係る部分に限る。 又は 五. 条の規定により適用される場合を含む。)」 0) から第八十九条の二までの規定並びに当該規定に 、命令の 項の規定に基づく命令の規定」 規 第六十八条、 これに基づく命令の規定」 (これらの規定に係る罰則の規定を含む。) 0) 定 「第六十六条第一 法律又はこれに基づく命· (労働者派 規定」 て、 する法律 以下この条において同じ。)、 「この法律又はこれに基づく命令の 同法第二十九条第一項中 とあるの 第七十一条の二、 遣事業の (以 下 又は同条第十項の規定若 (労働者派遣法第四 以下この条におい 項から第四項まで若しくは とあるのは 「労働者 同法第三十条第一 は 適正 この とあるの 第三項、 令 な運営の 派遣法」という。) 一の規定 と 法律若しく 第九章第一 「第六十六条第 同 この は て同じ。)、 十五 条第二 第四 第六十六 確保及び 条第十項 この (労働 と 項 条の はこ 法律 を適 節並 第 項 項 同 者 法 並 規 五.

るのは と 項まで若しくは第五項ただし書又は第六十六条の二」 項の規定若しくは同項の 0 含む。)」 基づく命令の規定」 法第四十五条の規定により適用される場合を含む。) 又は同条第十項の規定若しくは同項の規定に基づく命令の規定 法」という。) 第四十五条の規定により適用される場合を含む。) 派遣労働者の就業条件の 又はこれに基づく命令の 用する。 基づく命令の規定(これらの規定に係る罰則の規定を含む。) びに第八十八条から第八十九条の二までの規定並びに当該規 びに第五項の規定に係る部分に限る。 条の三(同法第六十六条第二項前段及び後段) 0 + れに基づく命令の 第六十六条の -条第一 規定 規定に係る部分に限る。 同条第一 「この法律若しくはこれに基づく命令の規定 (労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を と この場合において、 項第五号及び第八十八条第七項中 一項中 匹 同 法第六十六条の四中 規定 第六十八条、 「この法律 とあるのは (労働者 規定」 規定に基づく命令の規定」 整備等に関する法律 以下この条において同じ。)、 同法第二十九条第一項中 又はこれに基づく命令の とあるの 第七十一条の二、 この 派遣事業の適 「第六十六条第 以下この条におい 法律又はこれに基づ は 「この法律又はこれ この Œ ( 以 下 第三項、 な運営の 第九章第 法律若しく と 又は同条第 (労働者 「労働者 )規定」 とあるのは 項 「この法 て同 ゟ゙゙゙゚゚ 確保及び 第四 同 第六十六 ら第四 Ś 法 じ。)、 を適 とあ 派遣 はこ 定 節 項 命 第 派

る。 る。 及び後段、 の条におい 十四条第 で定める業務に従事させたことのある労働者 項 前段 前段若しくは後段 以下この条において同じ。)、 及び後段 第三項 て同じ。) 項に規定する派遣中の労働者を含む。)に係る部分に限 並 並 並びに第一 びに第四項の規定に係る部分に限る。)」 又は第五項ただし書 (派遣先の事業を行う者が同項 三項の規定に係る部分に限る。 第三項、 (第六十六条第二項前段 第四項 (労働者 (第六十六条第 派遣法 後 段 以下こ 0 とす 第四 政 令

4 者の された者」 とあるのは、 た者に関しては、 匹 前 条第 保護等に関する法律第四十五条第三項の規定により 項の規定により派遣中の労働者を使用する事業者とみなされ として、 項に規定する派遣中の労働者を使用する事業者とみ 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び 労働安全衛生法第四十五 同 項の規定を適用する。 条第二項中 事 同 派遣労働 法第四 業者」 な

5~7 (略)

8 業者 等に関する法律 事 項に規定する派遣先の事業を行う者 しては、 業における派遣 第 (労働者派遣 項、 労働安全衛生法第五条第 第三 項 ( 以 下 事業 就業のために派遣されている派遣先 及び第四項に定めるもの 0 「労働者派遣法」 適正な運営の 項中 ( 以 下 \_ という。) 確保及び派遣労働 「事業者」 0 「派遣先の事業者」 ほ か、 第四 とあるの 労働 の事 十四条第 者の 者がその 業に は 保護 事 لح 関

> 六条第二項前段及び後段、 働者派遣法第四十四条第一 に限る。 同 に に係る部分に限る。 (第六十六条第7 第六十六条第二 限る。)」とする。 項 (後段の政令で定める業務に従事させたことのある労働者 以下この条におい 項 項前段若しくは後段 前段及び後段並びに第三項 以下この条において同じ。)、 て同じ。)又は第五項ただし書 項に規定する派遣中の労働者を含む。) 第三項並びに第四項の規定に係る部 (派遣先の事業を行う者 0) 第三項、 規定に係る部 (第六十 第四 (労 分 項 が 分

4 ŋ とあるのは、 業者とみなされた者」 者の就業条件の整備等に関する法律第四十五条第三項の規定によ た者に関しては、 同法第四十四 前項の規定により派遣中の労働者を使用する事業者とみなされ 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働 条第 労働安全衛生法第四十五条第1 として、 項に規定する派遣中の労働者を使用する事 同 項の 規定を適用する。 二項中 事業者

5~7 (略)

8 業者 事業における派遣就業のために派遣されている派遣先の事業に関 十四条第一 条件の整備等に関する法律 しては、 第一 (労働者 項、 労働安全衛生法第五条第 第三 項に規定する派遣先の事業を行う者 派 遣事業の 項及び第四項に定めるもの 適 正 (以 下 な運 |営の 「労働者派遣法」という。) 項中 確保及び派遣労働 事業者」とあるの のほ か、 (以 下 労働 「派遣先 者 者 の就業 が は 第四 そ 事

第 ŋ 者 同 派 同 第十七条第四項中 法第四十五条第三項の規定により適用される第十五 十五条の規定により適用される場合を含む。)」 ない」と、 者 0 いう。)を含む。)」と、 1派遣法 [条第] 造法 当 七条第四項及び第五 法第十九条第一 は (派遣先の 項 項中 該 当 第四 とあるの 事 これらの規定を適 第四十 業の 項 該事業の事業者又は労働者派遣法第四十五条の規定によ 「この法律」とあるのは「この法律 十五 第十五 及び第三項 事業者を含む。)のうち当該代表者以外 事業者とみなされる者」と、 同 法第 兀 条の規定により適用される第十七条及び前条」 は 条第 項中 条第 事 「当該代表者が使用し、 一九条及び同条第四項において準用する同 項中 並びに同条第四項において準用する同 業者」とあるのは 同 「第十七条及び前条」 項に規定する派遣中の労働者を含む。)」 項又は第三項」とあるの 条第四項中 「労働者」とあるのは 「当該事業の 「派遣先の事業者」 「当該代表者の か とあるのは つ、 (労働者派遣法第四 と 当該事 は 事業者」とある 「労働者 条第 同法第十六条 0 一労 ,者が ·業 の みが 働 「労働者 使用 項 者 (労働 法第 と 文は 使用 派 事 と 業 法 遣

事

0)

0

9 とあるの 九条第 ために派遣され その事 項の 業に使用 は、 規定 労働者 てい 0 する労働者が派遣先の 適 る派遣元の事業に関する労働安全衛生法第十 派遣事業の 用 に 0 V て は 適 正 同項中 な運営の 事 業におけ 「第十七条及び 確保及び派遣労働 る派 造就 前条 業の

として、

用する。

働者 前条」 働者派遣法第四十五条第三項 者が使用しない」と、 事業者」という。)を含む。)」と、 する同法第十七条第四項及び第五 者」と、 する同法第十七条第四項中 法第十六条第一 派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。)」 者」とあるのは を含む。)」として、 「労働者派遣法第四 業の 項又は第三項」 みが使用する」 規定により当該事業の (労働者派遣法第四十四条第 事業者 と 同法第十九条第一 同条第一 (派遣先の事業者を含む。) のうち当該代表者以外 項中「第十五条第一 「当該事業の事業者又は労働者派遣法第四 と とあるのは これらの規定を適用する。 十五 項及び第三項 「この法律」とあるのは 同法第十九条及び同条第四項におい 事業者とみなされる者」と、 条の規定により適用される第十 項中 「事業者」とあるのは の規定により適用される第十五 「当該代表者が使用し、 「第十七条及び前条」 項中 並びに同条第四項に 同条第四 項又は第三 項に規定する派遣中の 「労働者」とあるの 項 中 「この法律 項」とあるの 「当該 「派遣先の 「当該代表 おい 事業 とあるの カゝ 七 つ、 (労働) 労働 と て準用 条及び は て準 + 0 は 事業 当該 事 条第 五. 労 労 用 同 者 業

9 とあるのは、 ために派遣されてい 九 条第 その事業に使用す 項の 別規定の 労働者派遣事業の 適 る労働者 る派遣 一用に 0 元の事業に関する労働安全衛生法第十 1 が ては、 派遣先の事業に 適正な運営の 同 項中 「第十七条及び前 確保及び派遣労働 おけ る派遣就 業の

七条及び前条」とする。 者の保護等に関する法律第四十五条の規定により適用される第十

10 14 (略)

15 業者 う者 項、 九 者 十二条第四 に規定する派遣中の 労働者」 六条第一 項及び第一 第七十一 十六条の五第三項、 第四項まで、 いて同じ。)、」 派遣法」という。) 運 営の 条中 前 (派遣中の労働者を含む。)」と、 第九十八条第 (派遣先の事業者を含む。)」と、 各項の規定による労働安全衛生法の特例については、 (以 下 確 「事業者、」 項並びに第百八条の二第三項中「事業者」とあるのは とある 条の四、 !保及び派遣労働者の保護等に関する法律 三項、 と 項、 「派遣先の事業者」という。) 第三十三条第一項 と 第六項及び第七項中 同法第三十一条の二、 0) 第百条から第百二条まで、 は 第九十三条第二項及び第三項、 第四十四条第一項に規定する派遣先の事業を行 とあるのは 同法第二十八条第四項、 第七十条の二第二項、 労働者 項、 の労働者 第九十九条第一 (以下単に 「事業者 (労働者派遣法第四十四 第三十四条、 同法第三十一条の四 同法第三十一 「労働者」 第三十一 派遣中 (労働者派遣事業の 項、 を含む。 第七十一条の三第二項 第百三条第一 第三十二条第一 第九十九 の労働 条の四 第六十三条、 とあるの 条第一 第九十七条第二 以下この ( 以 下 者」 条の二 並 及び とい 条第 項、 は 項 びに第三 「労働 項から 条にお 適正 同法第 中 第九 「労働 · う。) 第百 第六 第 ヮ 事 著 項 な

される第十七条及び前条」とする。
者の就業条件の整備等に関する法律第四十五条の規定により適用

10 14 (略)

15

三条、 運営の とあるのは とあるの 第 この条において同じ。)、」と、 0) 第四十四条第 の三第二項、 0) 下 九 第 九条の二第一 九十七条第一 条第一 条の 条中 労働者」という。) 事業を行う者 「労働者派遣法」という。)第四十四条第一項に規定する派遣 前 項、 項から第四項まで、 各 四並 確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律 第六十六条の五第三項、 項の規定による労働安全衛生法 「事業者、」とあるのは 項中 は 第百六条第 びに第三十二条第四項、 「労働者 「事業者 項、 項及び第二項、 第七十一 項に規定する派 の労働者」 (以下「派遣先の事業者」という。)を含む。 第九十八条第 を含む。)」と、 (派遣中の労働者を含む。)」と、 (派遣先の事業者を含む。)」と、 条の四、 項並びに第百八条の二第三項中 第三十三条第一項 とあ 第百条から第百二条まで、 同法第二十八条第四項、 事 るの 第七十条の二第二項、 遣中 第九十三条第二項及び第三項 項、 業者 第六項及び第七項中 は . О 同法第三十一条の二、 第九十九条第一 労働者 の特例については、 「の労働者 (労働者派遣事業の 第三十四条、 以 下単に (労働者 項、 第七十一条 同 同 第三十二条 「事業者 法第三十 法第三十 「労働者 第百三条 派 第六十 第三十 第 適 同 派 遣 遣 九 以 正 法 **(**以 第

二章の規定を除く。)」とあるのは く命 項、 労働者派遣法第四 働 法第四十五条第十二項及び第十三項の罪」と、 第四十五 0 同 よる第百十九条及び第百二十二条の罪を含む。) とあるの 条の規定」 又はこれに基づく命令の規定 法第百 項 規定に係る罰 派遣法第四十五条の規定を含む。)」と、 者 は 七条第 「この法律」 適用される場合を含む。)」と、 中 令の 派遣法第四 適用される場合を含む。) 「この法律若しくはこれに基づく命令の規定 法律又はこれに基づく命令の規定」 は 規定 第三十四条の規定」とあるのは 項若しくは第十一 条の と 条第 項中 規定により適用される場合を含む。) 同 とあるのは 則 + 0) 「この法律又はこれに基づく命令の規定」 項中 法第九十二条中 十五 五条 の規定を含む。)を適用する。 法 律 同 条の の規定により適用される場合を含む。)」 .. (T) 法第九十条、 「この法律」とあるのは 規定 規定」として、 項の規定若しくはこれらの規 「この法律及び労働者派遣法第四十五 に違反する罪 (労働者派遣法第四十五 (労働者派遣法第四十五 「この法律の規定に違反する罪」 「(第二章の規定を除く。) 同法第百十五条第 第九十一条第一 「第三十四条の規定 これら とあるのは 同法第百三条第 (同条第七 同法第九十八条第 並びに労働者派遣 「この法律 の規定 (労働者派遣法 項 又は同条第六 条の 項の 条の この 及び第百条 項中 定に基づ (これら 対規定に 規定に とある 規 (労働 及び 「(第 定に 項 法 と (労 律 中

令の これらの規定(これらの規定に係る罰則の規定を含む。)を適用 章の規定を除く。) 三十四条の規定 む。 定 とあるのは 同法第百三条第一 0 第四十五条の規定により適用される場合を含む。) 規定に違反する罪」 者派遣法第四十五条の規定」 百十五条第一 法第四十五 る場合を含む。)」 む。)並びに労働者派遣法第四十五条第十二項及び第十三項の 第一項及び第百条中 れらの規定に基づく命令の規定 は (同条第七項の規定による第百十九条及び第百二十二条の罪 条の四及び第九十七条第 (労働者派遣法第四十五条の規定により 規定」 同法第九十八条第一 「この法律 又は同条第六項 とあるのは 条の規定により適用 「この法律又はこれに基づく命令の規定 項中 (労働者派遣法第四十五条の規定により (労働者派遣法第四十五条の規定を含む。)」 と 項中 及び労働者派遣法第四十五条の規定」 「(第二章の規定を除く。)」とあるのは とあるのは 「この法律」 同法第百一条第 「この法律又はこれに基づく命令の 第十項若しくは第十一項の規定若しくはこ 「この法律若しくはこれに基づく命令 項中「第三十四条の規定」とあるの と 項中 さ この と とあるのは れる場合を含む。)」 同法第九十二条中 「この法律又はこれ 法律 同法第九十条、 項中 :の規定 適用される場合を含 「この法律」 「この法 (労働 に違反する罪 この (労働 と 律及び労働 第九十 に基づく 者 適用さ 同法第 「(第一 者 規 法 とある は 派 · の 規 派遣 を含 定 遣 律 罪 法 条 0

る。

規定」 基づく命令の規定 び 5 項若しくは第二項 項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の く命令の については、 規定に基づく命令 定又は第六項、 により れ 六条第六項中 あ 五. 者の保護等に関する法律 に基づく命令の規定」 れる場合を含む。)、 第四 るの 条の規定により適用される場合を含む。)又は同条第六項、 第 項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命 規定に基づく命令の規定 |項の と 規定に基づく処分」 は 適用される労働安全衛生法若しくは同法に基づく命令の 項から第五項まで、 規 第四十 規定により適用される場合を含む。)」 同法第五 定 同法第四十六条第二項第一号中 「この法律若しくはこれに基づく命令の規 (労働 第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの 五条第一 0 の規定に違反した者に関する同法 (労働者派遣法第四十五条の規定により適用さ これらの規定に基づく処分又は同条第六項 規定若しくはこれらの規定に基づく命令」 十四条の三第二項第一号中 者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働 とあるのは ( 以 下 とあるのは 項若しくは第二項の規定若しくはこれ 第七項から第九項まで及び (労働者派遣法第四十五条第三項 「労働者派遣法」という。) 「この法律若しくはこれに基づ 「この法律若しくはこれ 「この法律又はこれ 「第四十五条第一 と の規 同法第五 前項の 定 定又はこ 第四十  $\mathcal{O}$ 第十 適用 規定 لح 反 規 + 16

う。 条第六項、 四十五条第一 により適用される労働安全衛生法若しくは同法に基づく命令 より適用される場合を含む。)、これらの規定に基づく処分又は くはこれに基づく命令の規定 規定又はこれらの規定に基づく処分」とあるのは 同 五条第三項及び第四項の規定により適用される場合を含む。 若しくはこれらの規定に基づく命令の規定 づく命令」とあるのは 基づく命令の規定」 第六項、 者の就業条件の く命令の規定 については、 規定に基づく命令の規定に違反した者に関する同法の 定又は第六項、 に基づく命令の規定」 !法第五十六条第六項中 第 第四十五条の規定により適用される場合を含む。) 項から第五項まで、 第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの 第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規 項若しくは第二項 同法第四十六条第二項第一号中 (労働者派遣事業の 整備等に関する法律 第十項若しくは第十一 と とあるのは 「第四十五条第一項若しくは第一 同法第五十四条の三第二項第一 「この法律若しくはこれに基づく命令 第七項から第九項まで及び前 (労働者派遣法第四十五 の規定若しくはこれらの 適正な運営の 「この法律若しくはこれに基 ( 以 下 項の規定若しくはこれ (労働者派遣法第四十 「労働者派遣法」 「この法律又はこれ 確 保及び 「この法律若 一条の 規定 一項の規 号中 又は同 派遣 規定に基 項 規定 規 0 とい 労働 適 0) 定 ら 規 規 0 定

17

(略)

十五 二項第三号 三号中「この法律及びこれに基づく命令」とあるのは 中 び第八十五条の三において準用する場合を含む。)及び第七十五条 十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令 及び第十 用される場合を含む。) 及びこれに基づく命令 づく処分、 0 の規定」 十五条の規定により適用される場合を含む。)又は同条第六項、 用する場合を含む。)、 令の規定」 これらの規定に基づく命令の規定」と、 「この法律若しくはこれに基づく命令の規定 「この法律若しくはこれに基づく命令の規定 五. 「この法律 第四 条の規定により適用される場合を含む。)、 項中 ٢, 項 項の規定に限る。)及びこれに基づく命令」とする。 と 同条第六項、 「この法律又はこれに基づく命令の規定」 (同法第八十三条の三において準用する場合を含む。) (同法第八十三条の三及び第八十五条の三に 同 (これに基づく命令又は処分を含む。)」とあるの 同 法第七十五条の四第二項 法第七十四条第二項第二号、 第八十四条第二項第二号及び第九十九条の 並びに労働 (労働者派遣法第四十五 第十項若しくは第十一 者派遣法 同法第八十四条第二項 (同法第八十三条の三及 (同 (労働者派遣法第四 (労働者派遣法第四 これらの 項の規定若しくは 条第六 第七十五条の三第 条の規定により とあるの 項、 この おい 規定に基 第十項 法律 て 第 は 進 適 第 は

項、 とする。 三条の三及び第八十五条の三において準用する場合を含む。) とあるのは 条第二項第三号中 の規定に基づく処分、 派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。)、 とあるのは 第七十五条の五第四項 基づく命令の規定」 第六項、 派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。) において準用する場合を含む。)、 五条の三第二項第三号 に基づく命令の規定」 定により適用される場合を含む。) 定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定」と、 合を含む。)中「この法律 九十九条の三第一 「この法律及びこれに基づく命令 第十項及び第十一項の規定に限る。) 第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に 「この法律若しくはこれに基づく命令の規定 「この法律若しくはこれに基づく命令の規定 項中 「この法律及びこれに基づく命令」とあるの と、 と、 同条第六項、 「この法律又はこれに基づく命令の (同法第八十三条の三及び第八十五条の三 (同法第八十三条の三において準用する場 同法第七十五条の四第二項 (これに基づく命令又は処分を含む。)」 同法第七十四条第二項第二号、 第八十四条第二項第二号及び第 並びに労働者派遣 (労働者派遣法第四 第十項若しくは第十一 及びこれに基づく命令 同法第八十四 (同法第 十五 (同 又は同 (労働者 (労働者 項の規 これ 規定 第七 条第六 及び の規 は 十

# (じん肺法の適用に関する特例等)

労働者がその事業における派遣就業のために派遣され

法第五 を当該 単に 供の終了。 係る労働者派遣法第二条第一号に規定する労働者派遣 等に関する法律 定 この条において単に 項に規定する派遣中の労働者については、 離 合において、 五. じ。)を使用する同 て、 0 したことのある者に限る。 事業を行う者を当該派遣中の労働者 条第三項、 (これらの規定に係る罰則の規定を含む。) を適用する。 一条第 常時粉じん作業に従事している者及び常時粉じん作業に従業 る派遣先の事業で、 「粉じん作業」という。)に係るものに関しては、 労働者 条から第九条の二まで、 :派遣先の事業を行う者に使用される労働者とみなして、 以下この 項第三号に規定する粉じん作業 同法第九条の二第一 第十六条から第十七条まで及び第三十五条の二の 派 遣 (以 下 事業 .法第二条第一項第五号に規定する事業者 項において同じ。)」と、 「事業者」という。)と、 0 「労働者派遣法」という。) 適正な運営の確保及び派遣労働者の じん肺法 以下第四項まで及び第七項において同 第十一条から第十四 項中 (昭和三十五年法律第三十号) (当該派遣先の事業におい 当該派遣中の労働者に 離職」 (以下この条におい 当該派遣中の労働者 同法第三十五条の二 第四十六条第 とあるの 条まで、 当該派遣先 0 役 この 務 は (以下 保護 第十  $\mathcal{O}$ 場 規 提 同 7

# (じん肺法の適用に関する特例等)

第四十六条 離職 て、  $\mathcal{O}$ この条において単に「事業者」という。)と、当該派遣中の 単に「粉じん作業」という。)に係るものに関しては、 0 十六条第一 条件の整備等に関する法律 法第五条から第九条の二まで、 を当該派遣先の事業を行う者に使用される労働者とみなして、 じ。)を使用する同法第二条第一 0) 合において、 定 五条第三項、 したことのある者に限る。 第二条第一 ている派遣先の事業で、 役務の提供の終了。 労働者に係る労働者派遣法第二条第一号に規定する労働者 事業を行う者を当該派遣中の労働者 (これらの規定に係る罰則の規定を含む。) を適用する。 常時粉じん作業に従事している者及び常時粉じん作業に (労働者派遣事業の適 項に規定する派遣中の労働者については、 項第三号に規定する粉じん作業 労働者がその事業における派遣就業のために派遣さ 同法第九条の二第 第十六条から第十七条まで及び第三十五条の二の規 以下この項において同じ。)」と、 じん肺法 以下第四項まで及び第七項において同 正な運 (以下 第十一条から第十四条まで、 項第五号に規定する事業者 項中 営の 「労働者派遣法」という。) (昭和三十五年法律第三十号) 確保及び派遣労働者 (当該派遣先の事業に 離職」 (以下この条にお とあるの 当 当該派遣 7該派 同法第三 この場 分労働者 1の就業 は 以 第四 第十 派遣 従 お 遣 同 れ 先

中「この法律」とあるのは「この法律(労働者派遣法第四十六条

2 (略)

 $\mathcal{O}$ 

規定を含む。)」とする

3 事 第四十四条第 遣事業の適正 第十条中 十六条第 に規定する派遣 六条第 業\_ Ò 第 労働者に対してじん肺健康診断を」と、 という。)を行う者が同法第四十六条第一項に規定する派遣 項の規定によりじん肺法の規定を適用する場合には、 項又は第二 項又は第二項の」 事業者は な運営の 項に規定する派遣先の事業 元の事業を行う者にあつては労働安全衛生法第六 一項の、 確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 U ん肺健康診断を」 とあるのは 派遣先の事業を行う者にあつては同 「同法第四十四 とあるの 「労働安全衛生法第六 (以下単に「派遣先の は 「労働者派 条第三項 同 法 3

4·5 (略)

条第

一項の」

として、

同

条の

規定を適用する。

6 ち、 く。) については、 業において現に粉じ 働 ら第十七条まで、 じん肺法第八条から第十四条まで、 者であつて現に派遣元の事業を行う者に雇用されるも 派遣先の事業において常時粉じん作業に従事したことのある労 常時粉じん作業に従事する労働者以外の者 当該派遣元の事業を行う者を事業者とみなして、 第二十条の二、第二十二条の二及び第三十五条 ん作業以外の作業に常時従事している者を除 第十五条第三項、 (当該派遣先の 第十六条か 0) 0) う 事

第四十六条の規定を含む。)」とする。十五条の二中「この法律」とあるのは「この法律(労働者派遣法

2 (略)

四条第三項に規定する派遣元の事業を行う者にあつては労働安全 衛生法第六十六条第一 衛生法第六十六条第 関する法律第四十四条第一項に規定する派遣先の事業 あつては同条第一 定する派遣中の労働者に対してじん肺健康診断を」と、 遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等 第十条中 「派遣先の事業」という。) を行う者が同法第四十六条第 第一 項の規定によりじん肺 「事業者は、 一項の」 項又は第二項の、 項又は第二項の」 ľ として、 ん肺 健 法 康 の規定を適用する場合には、 同条の規定を適用する。 診断を」とあるのは とあるのは 派遣先の事業を行う者に 同 「労働安全 (以下単 「労働者 法第四 項 同法 に 規

4·5 (略)

6

ち、 5 業において現に粉じん作業以外 働 じん肺法第八条から第十四条まで、 く。)については、当該派遣元の事業を行う者を事業者とみなして、 第十七条まで、 『者であつて現に派遣元の事業を行う者に雇 派遣先の事業において常時粉じん作業に従事したことのある労 常時粉じん作業に従事する労働者以外の者 第二十条の二、 0 第二十二条の二及び第三十五 作業に常時従事してい 第十五条第三項、 用されるも (当該派遣先 第十六条か る者を除 0) の事 0 う

条第三 条第 を この場合において、 0 る派遣先の事業を行う者にあつては労働安全衛生法第六十六条第 0 に いう。)を行う者が同条第一項に規定する派遣中の労働者又は同  $\mathcal{O}$ とあるの の二の規定(これらの規定に係る罰則の規定を含む。)を適用する。 一項の」 保護 法 は 規定する派遣中の労働者であつた者に対してじん肺健 律 「派遣 |項に規定する派遣元の事業 項又は第二項 等に関する法律 「労働安全衛生法第六十六条第一項又は第二 (労働者 と は 元の事業を行う者にあつては労働安全衛生法第六十六 労働者 同 法第三十五条の二中 派 遣法第四十六条の規定を含む。)」とする。 同法第十条中 ô, 派遣事業の適正な運営の ( 以 下 労働者派遣法第四十四条第一項に規定す 「労働者派遣法」という。) 「事業者は、 以 「この法律」 万単に 確保及び派遣労働 「派遣 じん肺 とあるの 一項の」 元の 健 康診断を 事 第四十四 とある 業」 は 康 診 لح 者 断 項

7 11 (略)

12 の法 条第 業者等」 働 た者を含む。 正 者派遣法」 な 前 律」 運営の 各項の規定によるじん肺法の特例については、 項中 という。)」と、 とあるのは 確 という。) 事業者」とあるのは 第四十三条の二第二項及び第四十四条に 保及び派遣労働者の保護等に関する法律 この 第四十六条の規定により事業者とみなされ 同法第三十九条第二項及び第三項中 法律 (労働者派遣法第四十六条の 事 業者 (労働者派 同 おい 遣事 法第三十二 ( 以 下 ·業の 7 規定 労 事 適

> 7 六条第二項の」 規定する派遣先の事業を行う者にあつては労働安全衛生法第六十 事業」という。) とあるのは この場合において、 は とあるのは 康診断を」 又は同項に規定する派遣中の労働者であつた者に対してじ の二の規定(これらの規定に係る罰則の規定を含む。)を適用する。 六十六条第一 第四十四条第三 0 就業条件 11 この 法律 略 と の整備等に関する法律 「派遣元の事業を行う者にあつては労働安全衛生法第 「労働者派遣事業の適 項又は第 (労働者派遣法第四十六条の規定を含む。)」とする。 と、 「労働安全衛生法第六十六条第一項又は 一項に規定する派遣元の事業 を行う者が同条第一項に規定する派遣中の労働 同法第十条中 同法第三十五条の二中 二項の、 労働者派遣法第四 ĪĒ. 「事業者は、 ( 以 下 な運営の確 「労働者派遣法」という。) 「この法律」とあるの 以 じ 下単に 保及び ) ん肺健 十四四 [条第 派遣労働者 「派遣 第二 康診断 ん肺 項 項 元  $\mathcal{O}$ 者

12 三項中 条第一 おいて とみなされた者を含む。 正な運営の (以下 前 各項の規定によるじん肺法の特例については、 項 「この法律」 「事業者等」 「労働者派遣法」 中 確 「事業者」 保及び派遣労働者 という。)」と、 とあるのは とあるの という。 第四十三条の二第二項及び第四 0 は この 第四十六条の規定により事業者 就業条件の整 事 同法第三十九条第二項 法律 業者 (労働者派遣法第四 (労働者派遣事業の 備等に関する法 同法第三十二 十四四 及び第 条に 適 +

る罰則 条第 条第四 命 働 規定」とあるのは 律 四十三条中 あ 同 同法第四十三条の二第 を含む。) 0 なされた者の事業場を含む。 を行う事 により適用される場合を含む。)」と、 るの 令の規定」 条第七項から第九項までの規定若しくはこれらの規定に基づく 者派遣法第四十六条の規定により適用される場合を含む。)又は の規定 は 項 同法第四十一条及び第四十二条第一項中 この 項中 頃の 0 は 業場 とあるのは 規定を含む。) に違反する罪並びに同条第十項及び第十一項の罪」 (労働者 事業者等」として、 法 規定により適用される場合を含む。)」 「この法律の規定に違反する罪」 と 律 粉じん作業を行う事業場」とあるのは (労働者派遣法第四十六条の規定により事業者とみ 及び労働者派遣法第四十六条の規 「この法律若しくはこれに基づく命令の規定 同条第二項及び同法第四 派 造法第四十六条の規定により適用される場 「第二十一条第四項 一項中 を適用する。 第四十二条第一項において同じ。)」 「この法律又はこれに基づく命令の これらの規定 同条第三項中「第二十 (労働者派遣法第四 十四四 とあるのは 「この法律」 (これらの 条中 と、 定 「事業者」 「粉じん作業 ۲, 同法第四 規定に係 この とある 同 と、 法第 十六 (労 条 لح 禬 法 +

13 者 るじん肺法第十条の規定の適用については、 が 派遣 派遣中の労働者に対してじん肺健康診断を行つたときにおけ 元の事業を行う者が事業者に該当する場合であつてその 同条中 「事業者は、」

> と 二十一条第四項」 規定に係る罰則の規定を含む。) 業者」とあるのは 場合を含む。)に違反する罪並びに同条第十項及び第十一項 業者とみなされた者の事業場を含む。 六条の規定により適用される場合を含む。)」と、 に基づく命令の規定」 令の規定」 同法第四十三条中「この法律の規定に違反する罪」とあるのは とあるのは 同じ。)」と、 じん作業を行う事業場 法第四十条第一 第四十六条第四項の む。)又は同条第七項から第九項までの規定若しくはこれらの規 法律の規定 (労働者派遣法第四十六条の規定により 同法第四十三条の二第 とあるのは この 同法第四十一条及び第四十二条第 (労働者派遣法第四十六条の規定により適用され 項中 とあるのは 法律及び労働者派遣法第四十六条の 「事業者等」として、 規定により適用される場合を含む。)」 と、 粉じん作業を行う事業場」とあるのは 「この法律若しくはこれに基づく命令 (労働者派遣法第四十六条の規定により 同条第二項及び同法第四 一項 中 「第二十一条第四項 を適用する 「この法律又はこれに基づく 第四十二条第一項にお これらの規定 適用される場合を含 一項 中 同条第三項中 (労働者 十四四 規定」 「この法 (これら 条中 と 派 0 遣法 いて 0 罪 第 律 定 事 粉 同

0)

定

13 るじん肺法第十条の規定の 者が派遣中の労働者に対してじん肺健康診断を行つたときにおけ 派遣元の事業を行う者が事業者に該当する場合であつてそ 適用については、 同条中 「事業者は、」

条第一 全衛生法第六十六条第一項又は第二項の、 いう。)を行う者が」と、 条第三項に規定する派遣元の事業 の保護等に関する法律 とあるのは 法第六十六条第二項の」とする。 一項の」とあるのは 項に規定する派遣先の事業を行う者にあつては労働安全衛 労働者 派 遣事業の適正 (以下「労働者派遣法」という。) 「派遣元の事業を行う者にあつては労働安 「労働安全衛生法第六十六条第一 (以下単に な運営の 労働者派遣法第四 確保及び 「派遣元の事 派 第四十四 遣労働者 項又は 業\_ 十四四 لح

14 略

作業環境 測定法の適用 の特例

第四十 条第 て、 法律第四十五条第三項の規定により適用される場合を含む。 準用する場合を含む。)、第四章及び第五章の規定を適用する。 第二十八号) する事業者とみなされた者は、 において同じ。)」とする 者派遣事業の の場合において、 同法第一章、 項 とあるの 第四十 第二条第一号に規定する事業者に含まれるものとし 適 IE. 第八条第二項 な運営の 同法第三条第一 五条第三項の規定により派遣中の労働者を使用 は、 「労働安全衛生法第六十五条第 確保及び派遣労働者の保護等に関する 作業環境測定法 (同法第三十四条第二項におい 項 中 「労働安全衛生法第六十五 (昭 和 五. 十年 項 (労働 次条 -法律 ح . T

> 働安全衛生法第六十六条第二項の」とする。 第四十四条第一 事業」という。)を行う者が」と、 とあるのは は労働安全衛生法第六十六条第一項又は第二項の、 第四十四条第三項に規定する派遣元の事業 の就業条件の整備等に関する法律 項又は第二項の」とあるのは 「労働者派遣事業 項に規定する派遣先の事業を行う者にあつては労 0 適 「派遣元の事業を行う者にあ 正 (以下「労働者派遣法」という。) 「労働安全衛生法第六十六条第 な 運営の確保及び (以下単に 労働者派遣法 「派遣 派遣労働者 って 元

14 略

、作業環境測定法の適

用

0

特例

第四十七条 含む。 条第一 等に関する法律第四十五条第三項の規定により適用される場合を 準用する場合を含む。)、 て、 する事業者とみなされた者は、 者派遣事業の の場合において、 第二十八号) 同法第一 項」とあるのは、 次条において同じ。)」とする。 第四十五条第三項の規定により派遣中の労働者を使用 章、 第二条第一号に規定する事業者に含まれるものとし 適 正な運営 同法第三条第 第八条第二項 第四章及び第五章の規定を適用する。 「労働安全衛生法第六十五条第一 の確保及び派遣労働者 作業環境測定法 (同法第三十四条第二項にお 項中 「労働安全衛生法第六十五 0 (昭 就業条件 和五 十年法律 項 の整備 (労働

2

・五条の規定により適用される労働安全衛生法若しくは 同条第六項、 第十項若しくは第十

同

2

項  $\mathcal{O}$ 

規定若しくはこ れらの規定に基づく命令の規定又は 前 項 0 規 定に

より に 違反した者に関 適用される作業環境測定法若しくは同 する同 法 の規定の適用については、 法に基づく命令の 同 法第六条 規定

第三号中 「この法 律又は労働安全衛生法 (これらに基づく命令を

含む。)の規定」とあるのは 「この法律若しくは労働安全衛生法若

しくはこれらに基づく命令の 規定 (労働者派遣事業の 適 正 な運

営

る

0 確保及び 派 造労働 者の 保護等に関する法律 ( 以 下 「労働者派遣

法 という。) 第四十五条又は第四十七条の規定により適用され

場合を含む。) 又は労働者派遣法第四十五条第六項、 第十項若しく

は第十 項の 規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定」と、

同 法第一 条第二項 第五号イ (同 法第三十二条の二第四 1項にお

一 十·

1 て準用する場合を含む。) 中 「この法律又は労働安全衛生法  $\widehat{\mathcal{L}}$ 

は労働安全衛生法若しくはこれらに基づく命令の規定 れ らに基づく命令を含む。) の規定」 とあるのは 「この法律若

(労働者

派

第四十五 条又は第四十七条の規定により 適用される場合を含

む。 又は労働者派遣法第四 十五条第六項、 第十項若しくは第十

同 法第

二十三条第二 二項 (同 法第三十二条の二第四項において準 用する場

合を含む。)及び第二十四条第四項中

「この法律若しくは労働安全

準

規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定」 と

第四十五条の規定により適用される労働安全衛生法若しく

法に基づく命令の規定、 同条第六項、 第十項若しくは第十 項

規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定又は 前 項  $\hat{O}$ 規 定

より適用される作業環境測定法若しくは同法に基づく命令 0 規

に違反した者に関 以する同 法 の規定 0 適用については 同 法第 六

第三号中 「この法律又は労働安全衛生法 (これらに基づく命令

含む。) の規定」とあるのは 「この法律若しくは労働安全衛生法

しくはこれらに基づく命令の規定 (労働者派遣事業の 適 正 な運

 $\mathcal{O}$ 確保及び派遣労働 者 0 就業条件の整備等に関する法律 以 下 労 営

用される場合を含む。)又は労働者派遣法第四十五条第六項、 働者派遣法」という。) 第四十五条又は第四十七条の規定により適 第十

項若しくは第十一 項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令

規

定 と 同法第二十一 条第二項第五号イ (同 法第三十二条 の 二

第四項において準用する場合を含む。) 中 「この法律又は労働安全

衛生法 (これらに基づく命令を含む。) の規定」とあるのは

法律若しくは労働安全衛生法若しくはこれらに基づく命令 0 規

(労働者派遣法第四十五条又は第四十七条の規定により 適用さ

る場合を含む。) 又は労働者派遣法第四 十五条第六項、 第十項

若

くは第十一 項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の 規定

同法第二十三条第一 二項 (同法第三十二条の二第四 1項にお

と 用する場合を含む。)及び第二十四条第四項中 「この法律若しく

は

百

第四 定 + 兀 衛 5 四十七条の くはこれらに基づく命令の 基づく命令」 0 れ 0 生法 規定に基づく命令の規定」と、 匹 十五条第六項 る場合を含む。)、 法律若しくは労働安全衛生法若しくはこれらに基づく命令の 0) (労働者 [十五条第六項] [条第 規定に基づく命令」とする。 (これらに基づく命令又は処分を含む。)」 項中 規定により適用される場合を含む。) 派 とあ 遣法第四十五条又は第四十七条の規定によ 「この法律若しくは作業環境測定法又はこれらに 第 る これらの規定に基づく処分、 第十 0 (十項若しくは第十一項の規定若しくはこれ は 項若しくは第十一項の規定若しくはこれ 「この法律若しくは作業環境 規定 (労働者派遣法第四十五条又は第 同法第三十二条第三項 又は労働 とあ 労働者 るの 測 定法若 及び 派 ŋ 者派遣法 **沿遣法第** 、適用さ は 第三 ر ر ک . 6 規 項 る

3 (略)

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関す

る法

律

(T)

適用

に関

する特例

第 四十 造労働者を雇用する事業主とみなして、 令  $\mathcal{O}$ しては、 均等な機会及び 0 下に労働さ 条の二 「該労働者 せ 労 待 る 働 派遣の 遇の 派遣労働者の当該労働者派遣に係る就 .者派遣の役務の提供を受ける者がその 確保等に関する法律 役務の提供を受ける者もまた、 雇用の (昭 分野に 和四十 おけ Ė る男 業に 年 当 指 -法律 該 揮 派 関 女 命

> 働者派遣法第四 くはこれらの規定に基づく命令の規定」と、 測定法若しくはこれらに基づく命令の 者派遣法第四十五条第六項 く命令の規定 は労働安全衛生法 五条又は第四十七条の規定により はこれらに基づく命令」 より適用される場合を含む。)、 くはこれら 、及び第三十四条第 の は 「この法律若しくは労働安全衛生法若しくはこれらに基 0 (労働者派遣法第四十五条又は第四十七条の 規定に基づく命令」とする。 十五条第六項、 (これらに基づく命令又は処分を含む。)」 項中 とある 「この法律若しくは作業環境測定法 第十項若しくは第十一 これらの規定に基づく処分、 第十項若しくは第十一項の 0) 適用される場合を含む。) は 「この法律若しくは 規定 (労働者派遣法第四 同法第三十二条第三 項の規定若 作業環 又は労 規定若 規 とあ 労働 定

3 (略)

る法律の適用に関する特例)(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関す

第 四十七条の二 令の下に労働させる派遣労働  $\mathcal{O}$ 造労働者を雇用する事業主とみなして、 しては、 均等な機会及び 当該労働者派遣の役務 労働者派遣の役務の提供を受ける者がその う待遇の 確保等に 者 の当 の提供を受ける者もまた、 関する法律 一該労働者派遣に係る就 雇 用の 昭昭 分野におけ 和四 十七年法 る男女 業に関 当 指 該 揮 派 律 命

るのは 九条第三項、 限の付与を含む。)及び教育訓練に係る部分に限る。)、第八条、 第百十三号)第六条 上」とする。 条第一項中 付与を含む。) 定を適用する。 「第六条 第十一条第一項、 雇用管理上」とあるのは 及び教育訓練に係る部分に限る。)」と、 この場合において、 ( 第 一号中労働者の配置 ( 第 号中労働者の 第十二条及び第十三条第一項の 同法第八条中 「雇用管理上及び指揮命令 配置 (業務の配分及び権限の (業務の配分及び権 「前三条」 同法第十一 とあ 規 第

(育児・介護休業法の適用に関する特例)

第四十七条の二の二 場合を含む。)の規定を適用する。この場合において、 揮命令の下に労働させる派遣労働者の当該労働者派遣に係る就業 益な取扱い」とする。 休業法第十条中 該派遣労働者に係る事業主とみなして、 に関しては (育児・介護休業法第十六条及び第十六条の四において準用する 当該労働者派遣の役務の提供を受ける者もまた、 「解雇その他不利益な取扱い」とあるのは、 労働者派遣の役務の提供を受ける者がその指 育児・介護休業法第十条 育児・ 不利 介護 当

(労働組合法の適用に関する特例)

第四十七条の二の三 労働者派遣の役務の提供を受ける者がその指

とする。第一項中「雇用管理上」とあるのは、「雇用管理上及び指揮命令上」第一項中「雇用管理上」とあるのは、「雇用管理上及び指揮命令上」三条第一項の規定を適用する。この場合において、同法第十一条第一項、第十二条及び第十

(新設)

(新設)

規定を適用する。
一中四年法律第百七十四号)第七条(第二号に係る部分に限る。)の法派遣労働者を雇用する使用者とみなして、労働組合法(昭和二該派遣労働者を雇用する使用者とみなして、労働組合法(昭和二に関しては、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者もまた、当

(公表等)

第四十九条の二 1・2 (略)

3 その勧告を受けた者がこれに従わなかつたとき(第四十条の六第 二項の規定により雇用契約が移転したものとみなされた場合を除 厚生労働大臣は、 前二項の規定による勧告をした場合において、 することができる。

は、その旨を公表することができる。

(略)

一の二 情を知つて、第四条第一項の規定に違反して労働者派遣

事業を行う者から、同項各号のいずれかに該当する業務につい

て、労働者派遣の役務の提供を受けた者

二·三 (略)

三の二 情を知つて、第五条第一項の許可を受けないで一般労働

(公表等)

第四十九条の二 1・2 (略)

その勧告を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表3 厚生労働大臣は、前二項の規定による勧告をした場合において、

又は百万円以下の罰金に処する。

次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役

(略)

(新設)

二·三 (略)

(新設)

第六十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法罰金刑を科する。	お派遣事業を行う者又は偽りその他不正の行為により同項の許可若しくは第十条第二項の規定による許可の有効期間の更新を受けた者から労働者派遣の役務の提供を受けた者    四 (略)
第六十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第五十八条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人の業務に関して、第五十八条か	四(略) 四(略) 二・三(略) (新設) 二・三(略) (新設)

$\sigma$	兀	=
の二又は前条	第五十九条第	
各本	<b>第</b>	F
4条の	号の一	<b>第</b>
各本条の罰金刑	一若しく	7
刑	しくは常	ノに音
	第三	一男子に第三男
	第三号の	Ξ
		ヨフ
	第六	P
	十条第	
		台开
	J	/1

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)(第二条関係)

であつて、次のイからハまでに該当する業務以外のもの装、運搬等物を製造する工程における作業に係る業務をいう。)	四の物の製造の業務(物の溶融、鋳造、加工、組立て、洗浄、塗	一~三(略)	働者派遣事業を行つてはならない。	第四条 何人も、次の各号のいずれかに該当する業務について、労	(業務の範囲)	第一節 業務の範囲等	第二章 労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置	附則	第三章~第五章 (略)	第二節・第三節(略)	第一節 業務の範囲等(第四条・第四条の二)	第二章 労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置	第一章 (略)	目次	改正案	
	(新設)	一~三 (略)	働者派遣事業を行つてはならない。	第四条 何人も、次の各号のいずれかに該当する業務について、労		第一節 業務の範囲	第二章 労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置	附則	第三章~第五章 (略)	第二節・第三節(略)	第一節 業務の範囲(第四条)	第二章 労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置	第一章 (略)	目次	現行	(傍線部は、改正部分)

を損なわないと認められるものとして政令で定める業務 技術又は経験を必要とする業務であつて、当該業務に係る労技術又は経験を必要とする業務であつて、当該業務に係る労 と その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、

第 働者の業務その他これに準ずる場合として厚生労働省令で定 業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平 項及び第二項の規定により休業し 者派遣の役務の提供を受ける者をいう。 事業主をいう。 成三年法律第七十六号。 以下同じ。) に雇用される労働者が労働基準法第六十五条第一 派遣先 二条第 (派遣元事業主 号に規定する育児休業をする場合における当該労 以下同じ。)の雇用する派遣労働者に係る労働 以下「育児・介護休業法」という。) (一般派遣元事業主及び特定派遣元 並びに育児休業 次章第四節を除き、 介護休

、 派遣先に雇用される労働者が育児・介護休業法第二条第二める場合における当該労働者の業務

生労働省令で定める休業をする場合における当該労働者の業

号に規定する介護休業をし、

及びこれに準ずる休業として厚

務

の立案をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意2 厚生労働大臣は、前項第三号又は第四号の政令の制定又は改正

ようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かな厚生労働大臣は、前項第三号の政令の制定又は改正の立案をし

2

	おける当該労働者の業務
	務その他これに準ずる場合として厚生労働省令で定める場合に
	第一号に規定する育児休業をする場合における当該労働者の業
	び第二項の規定により休業し、並びに育児・介護休業法第二条
	二 派遣先に雇用される労働者が労働基準法第六十五条第一項及
	られる業務
	等の特殊性により、特別の雇用管理を行う必要があると認め
	ロ その業務に従事する労働者について、就業形態、雇用形態
	技術又は経験を必要とする業務
	イ その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、
	わないと認められるものとして政令で定める業務
	発揮及びその雇用の安定に資すると認められる雇用慣行を損な
	者派遣が労働者の職業生活の全期間にわたるその能力の有効な
	一 次のイ又は口に該当する業務であつて、当該業務に係る労働
	行う労働者派遣の対象としてはならない。
	派遣をする場合を除き、常時雇用する労働者でない者を業として
	第四条の二 一般派遣元事業主は、次に掲げる業務について労働者
(新設)	(常時雇用する労働者でない者に係る労働者派遣の禁止)
3 (略)	3 (略)
ければなら	見を聴かなければならない。

に規定する介護休業をし、及びこれに準ずる休業として厚生労三 派遣先に雇用される労働者が育児・介護休業法第二条第二号

ようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かな2 厚生労働大臣は、前項第一号の政令の制定又は改正の立案をし

働省令で定める休業をする場合における当該労働者の業務

ければならない。

(事業報告等)

労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業報告書及完二十三条派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、

2 · 3 (略)

び収支決算書を作成し、

厚生労働大臣に提出しなければならない。

(一の派遣先に対する労働者派遣の制限)

第二十四条の五 間、 場合には当該期間 者派遣の役務に 省令で定める場合を除き、 た量に関し、 事業年度が設けられていない場合には各年)において、 の派遣先に対して提供する労働者派遣の役務に係 ついて厚生労働省令で定めるところにより計算し 派遣元事業主は、 をその開始の日以後一年ごとに区分した各期 各事業年度 第七条第一項第一 (その期間が一年を超える 号の厚生労働 労働

(新設)

(事業報告等)

2 · 3 (略)

(一の派遣先に対する労働者派遣の制限)

第二十四条の五 間、 た量に関し、 者派遣の役務について厚生労働省令で定めるところにより計算し 場合には当該期間をその開始の 省令で定める場合を除き、 事業年度が設けられていない場合には各年)において、 0) 派遣元事業主は、 派遣先 (派遣元事業主の雇用する派遣労働者に 各事業年度 日以後一年ごとに区分した各期 第七条第一 (その期間が一年を超える 項 第一 号の厚生労働 労働

量の五分の四を超えないようにしなければならない。る量がすべての派遣先に対して提供する労働者派遣の役務に係る

2 (略)

(派遣先への通知)

第三十五条 派遣元事業主は、労働者派遣をするときは、厚生労働

ければならない。

省令で定めるところにより、

次に掲げる事項を派遣先に通知しな

一~五 (略)

六 当該労働者派遣に係る派遣労働者について育児・介護休業法

という。)第十六条の八第一項の規定により所定労働時間を超え

て労働させてはならない場合には、その旨

七~十 (略)

2 (略)

第四十条の六 労働者派遣の役務の提供を受ける者が次に掲げる行

当該労働者派遣に係る派遣労働者は、

当該労

為をした場合には、

の四を超えないようにしなければならない。

\*\*\*での派遣先に対して提供する労働者派遣の役務に係る量の五分き、以下同じ。」に対して提供する労働者派遣の役務に係る量がする労働者派遣の役務の提供を受ける者をいう。次章第四節を除

2 (略)

(派遣先への通知)

省令で定めるところにより、次に掲げる事項を派遣先に通知しな第三十五条 派遣元事業主は、労働者派遣をするときは、厚生労働

ければならない。

一~五 (略)

六 当該労働者派遣に係る派遣労働者について育児休業、介護休

三年法律第七十六号。以下「育児・介護休業法」という。) 第十業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成

はならない場合には、その旨

六条の八第一

項の規定により所定労働時間を超えて労働させて

七~十(略)

2

略

為をした場合には、当該労働者派遣に係る派遣労働者は、当該労第四十条の六 労働者派遣の役務の提供を受ける者が次に掲げる行

働者派遣の役務の提供を受ける者に対し、自己の雇用主とみなす

(略)

旨

を通告することができる

二 情を知つて、第四条の二第一項の規定に違反して常時雇用す

から当該常時雇用する労働者でない者に係る労働者派遣の役務る労働者でない者を労働者派遣の対象とする一般派遣元事業主

の提供を受けること。

三~六(略)

2 約は、 役務の提供を受ける者に対し、 労働者と当該通告に係る労働者派遣をする事業主との間 であるときは、 に したときに、 おいて、 前項の規定による通告があつた場合には、 当該通告が当該労働者派遣の役務の提供を受ける者に到達 当該通告が同項第五号に掲げる行為を理由とするもの 当該労働者派遣をする事業主から当該労働者派遣の 当該派遣労働者は、 移転したものとみなす。 当該雇用契約を期間 当該通告をした派遣 この 0 0 )雇用契 定め 場合 Ò 2

3 · 4 (略)

ない

ものに変更することができる。

又は百万円以下の罰金に処する。第五十九条、次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役

一・一の二 (略)

**働者派遣の役務の提供を受ける者に対し、自己の雇用主とみなす** 

一 (略)

(新設)

二~五 (略)

約は、 役務の提供を受ける者に対し、 労働者と当該通告に係る労働者派遣をする事業主との であるときは、 において、 ないものに変更することができる。 したときに、 前項の規定による通告があつた場合には、当該通告をした派遣 当該通告が当該労働者派遣の役務の提供を受ける者に到達 当該通告が同項第四号に掲げる行為を理由とするもの 当該労働者派遣をする事業主から当該労働者派遣の 当該派遣労働者は、 移転したものとみなす。 当 「該雇用契約を期間 間 この場合 の 定めの 雇 用契

3 • 4 (略)

| 又は百万円以下の罰金に処する。| 第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役

一・一の二 (略)

1~3 (略) 附 則	六十条第一号の二又は前条 各本条の罰金刑	四 第五十九条第一号の二、第一号の四若しくは第三号の二、第三 (略)		二 第五十九条第一号、第一号の三、第二号、第三号又は第四号 (略)	一 、子	人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の	げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法	の他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲	第六十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人そ	二~四(略)	役務の提供を受けた者業主から当該常時雇用する労働者でない者に係る労働者派遣の	用する労働者でない者を労働者派遣の対象とする一般派遣元事	一の四 情を知つて、第四条の二第一項の規定に違反して常時雇	一の三 第四条の二第一項の規定に違反した者
1~3 (略)	の二又は前条 各本条の罰金刑	四 第五十九条第一号の二若しくは第三号の二、第六十条第一号三 (略)	$\mathcal{O}$	二 第五十九条第一号、第二号、第三号又は第四号 一億円以下一 (略)		人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の	げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法	の他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲	第六十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人そ	二~四(略)			(新設)	(新設)

(削る)

とする。

4 務」という。) について一般労働者派遣事業を行う場合にはその旨. その業務に従事する労働者の就業の実情並びに当該業務に係る派 等物を製造する工程における作業に係る業務をいう。)であつて、 製造の業務 中「所在地」とあるのは、 る影響を勘案して厚生労働省令で定めるもの(以下「特定製造業 遣労働者の就業条件の確保及び労働力の需給の適正な調整に与え 第五条第二項の規定の適用については、 (物の溶融) 鋳造、 「所在地並びに当該事業所において物の 加工、 組立て、 当分の間 洗浄、 塗装、 同項第三号 運搬

5 職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労し、特定製造業務以外の業務については一年とは、同項中「次の」とあるのは、「特定製造業務については一年とは、同項中「次の」とあるのは、「特定製造業務について三年を経過する日までの間における第四十条の二第二項の規定の適用については、同項中「次の」とあるのは、「特定製造業務については一年とし、特定製造業務以外の業務については次の」とする。

第四条 (略)  第一号に規定する労働者派遣に該当するものを含まないものとする。  第二条第一号に規定する労働者派遣に該当するものを含まないものとする。  第二条第一号に規定する労働者派遣に該当するものを含まないものとする。  第二条第一号に規定する労働者派遣に該当するものを含まないものとする。  第二条第一号に規定する労働者派遣に該当するものを含まないものとする。  第二条第一号に規定する労働者派遣に該当するものを含まないものとする。  第二条第三号に規定する労働者派遣に該当するものもで業者が、その法人又は人の業務に関して、第六十三条がの他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第六十三条が付る規定の違反行為をしたときは、行為者を割するほか、その法人又は入に対しても、各本条の罰金刑を科する。  第四条 (略)
--

一億円以下の罰金刑又は第九号(労働者供給事業を行うことに係る部分に限る。)

働者の供給に係る部分に限る。) 三千万円以下の罰金刑る。)、第八号(労働者の供給に係る部分に限る。)又は第九号(労) 第六十五条第七号(労働者供給事業者が違反した場合に限

	一の三~四(略)
険者に該当することとなる者を除く。) とした場合において第四十三条第一項に規定する日雇労働被保	
3 ける	
場がいきに変化してある。	
所定労働時間が、同一の適用事業に雇用さ	一の二 削除
一(略)	一 (略)
第六条 次の各号に掲げる者については、この法律は、適用しない。	第六条 次の各号に掲げる者については、この法律は、適用しない。
(適用除外)	(適用除外)
2~5 (略)	2~5 (略)
	働者を含む。)であつて、第六条各号に掲げる者以外のものをいう。
	する法律(平成五年法律第七十六号)第二条に規定する短時間労
	に規定する派遣労働者及び短時間労働者の雇用管理の改善等に関
	保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第二号
る労働者であつて、第六条各号に掲げる者以外のものをいう。	る労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の
第四条 この法律において「被保険者」とは、適用事業に雇用され	第四条 この法律において「被保険者」とは、適用事業に雇用され
(定義)	(定義)
現行	改 正 案
(傍線部は、改正部分)	○雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)(第四条関係)

## (労働政策審議会への諮問

第七十二条 条第一 三十三条第二項 四第五項及び第四十条第四項において準用する場合を含む。)、第 条第二項、 項若しくは第六十一条の六第一項の理由、第五十六条の二第一項 第三十七条の三第一項、第三十九条第一項、第六十一条の四第一 とするときは、 うとするとき、 の基準又は同項第二号の就職が困難な者を厚生労働省令で定めよ て準用する場合を含む。)又は第五十二条第二項 項若しくは第二項の基準を政令で定めようとするとき、 項において準用する場合を含む。) その他この法律の施行に関する重要事項について決定しよう 項、 第二十九条第二項、 第二十条第一項若しくは第二項、第二十二条第二項 厚生労働大臣は、 第十条の四第一 あらかじめ、 (第三十七条の四第五項及び第四十条第四項にお 第二十五条第一項又は第二十七条第 労働政策審議会の意見を聴かなけれ 項、 第三十二条第三項 第二十五条第三項、 の基準を定めようとすると (第三十七条の (第五十五条第 第二十六 第十三

## (労働政策審議会への諮問

第七十二条 む。 る重要事項について決定しようとするときは、 項若しくは第六十一条の六第一項の理由、 政 第五十二条第二項 て準用する場合を含む。)、第三十三条第二項 十二条第三項(第三十七条の四第五項及び第四十条第四項にお 第二十五条第三項、 うとするとき、第六条第一号の二の時間数又は第十条の四第 の基準又は同項第二号の就職が困難な者を厚生労働省令で定めよ 第三十七条の三第一項、 条第一項、 五項及び第四十条第四項において準用する場合を含む。)若しくは 一項若しくは第二項の基準を政令で定めようとするとき、第十三 策審議会の意見を聴かなければならない。 の基準を定めようとするとき、その他この法律の施行に関 第二十条第一 厚生労働大臣は、 (第五十五条第四項において準用する場合を含 第二十六条第二項、 第三十九条第一項、第六十一条の四第 項若しくは第二項、 第二十五条第一項又は第二十七条第 第二十九条第二項、 第五十六条の二第一項 第二十二条第二項 (第三十七条の四第 あらかじめ、 労働 第三 項

2 略

2

略

ばならない。

○高 年齢者等  $\dot{o}$ 雇用の安定等に関する法律 (昭 和四十六年法律第六十八号)(第五条関係)

改 正 案 現 行 (傍線部) は、 改 正 部 分

### (業務等

第四十二条 業務を行うものとする。 域 。 以 下 「センターの指定区域」という。)におい シルバ ] 人材センターは、 前条第一 項の指定に係る区 て、 次に掲げる

### 略

\_  $\mathcal{O}$ に係る就業 臨時的 ために、 か 職業紹介事業を行うこと 0 (雇用によるものに限る。) を希望する高年齢退職者 短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務

#### 三 • 四 略

2 うことができる に届け出て、 か かわらず、 ルバー人材センターは、 厚生労働省令で定めるところにより、 前項第二号の業務として、 職業安定法第三十条第一項の規定に 有料の職業紹介事業を行 厚生労働大臣

して、 若しくは同法第三十二条の三第 材センターを職業安定法第四条第七項に規定する職業紹介事業者 による届出を職業安定法第三十条第一項の規定による許可とみな 者又は雇用対策法第二条に規定する職業紹介機関と 前 項の規定による有料の職業紹介事業に関しては、 同法第五条の二から第五条の七まで、第三十二条の三、 一項に規定する有料職業紹介事業 シ 前項の規定 ル バー人 第

3

#### (業務等)

第四十二条 域 (以下「センターの指定区域」という。) において、 シルバー 人材センター は、 前条第一 項の指定に係る区 次に掲げる

#### (略

業務を行うものとする。

に係る就業 のために、 臨時的 か 無料の職業紹介事業を行うこと つ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務 (雇用によるものに限る。) を希望する高年齢退職 者

#### 三 · 四 (略

2 きる。 臣に届け出て、 にかかわらず、 シルバー人材センターは、 厚生労働省令で定めるところにより、 前項第二号の無料の職業紹介事業を行うことがで 職業安定法第三十三条第 厚生労働 一項の規定 大

3 て、 材センターを職業安定法第四条第七項に規定する職業紹介事業者 出を職業安定法第三十三条の二第 用対策法第二 若しくは同法第三十三条の二第 前項の規定による無料の職業紹介事業に関しては、 同法第五条の二から第五条の七まで、 一条に規定する職業紹介機関と 項各号に掲げる施設の長又は雇 一項の規定による届出とみなし 第三十三条の二第三項 前項の規定による届 シル ) 人

項中 する。 第四 十五 二項 省令で定める事項を記載し 者等の雇用の安定等に関する法律第四十二条第二項の規定により 有料の職業紹介事業を行う者」 の安定等に関する法律第四十二条第二項の規定により 三十二条の 届出書を提出した者は 三十条第 から第六十七条までの規定並びに雇用対策法第二章の規定を適用 前 許可 十八条から第四十八条の四まで、 この場合において、 一項に定めるもののほか、 前項第二 証 第三十二条の十六、 第三十二条の十から第三十二条の十三まで、 項の許可を受けた者」とあるのは )四第 交付を受けた者は 一号又は第三号」とあるのは 二項 第三 当該届出書を提出した旨その他厚生労働 職業安定法第三十二条の三第 た書類」 第三十三条の六から第三十四条まで、 一十二条の八第 と 第二項の規定による有料 当該許可 ٢, 同法第三十二条の四 第五十一条及び第六 証 同法第三十二条の九第二 項 「前項第二号」とする。 とあるのは 「高年齢 第三十二条の 第三十二条の 届け 者等 第二 項中 の職業紹 「高年齢 十四四 出 Ò 九第 項 雇用 第 条 庘

項中 律第四十二条第二項の規定」とする。 第四十八条から第四十八条の四まで、 及び第五項から第七項まで、 を適用する。 十五条から第六十七条までの規定並びに雇用対策法第1 項の規定」 「同項の規定」 とあるのは この場合にお とあり 高 いて 第三十三条の 年齢者等の 並びに同条第五項及び第七項中 職業安定法第三十三条の二第三 第五十一条の二並びに第六 雇用の安定等に関する法 Ŧi. から 第三 一十四条まで、 二章の 規定

| 介事業に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。 | 4 前二項に定めるもののほか、第二項の規定による無料の職業紹

4

介事業に関し必要な事項

は、

厚生労働省令で定める。

律第八十八号。 大臣に届け出て、 及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律 定にかかわらず、 シルバー人材センター 以 下 第一 厚生労働省令で定めるところにより、 「労働者派遣法」という。)第五条第 項第四号の業務として、その構成員である は、 労働者派遣事業の適正な運営 (昭和六十年法 厚生労働 一項の規 [の確保

ができる。 働者派遣事業(以下「一般労働者派遣事業」という。)を行うこと者のみを対象として労働者派遣法第二条第四号に規定する一般労

6 定中同 す。 法第五条第 による届出を労働者派遣法第五条第一項の規定による許可とみな 派 法 項第三号、 遣 0 前 法第 この場合において、 他の 並びに第 項の規定による一 表の 第十 規定の適用については、 一条第六号に規定する一般派遣元事業主と、 中 五項、 一条第三項及び第四項、 五十 欄に掲げる字句 第二章第二節第二款、 兀 第七条、 条の規定は適用しないものとし、 般労働者派遣事業に関しては、 次の表の上欄に掲げる労働者派遣法の 第八条第一 は、 同表の下欄に掲げる字句とする。 シルバー人材センター 第二十四条の五 第十三条第二項、 項及び第三項 第九条、 労働者派遣 労働者派遣 第十四条第 前 第二十九 項 を労働者 (T) 規定 条 規 第 6

を行うことができる。する一般労働者派遣事業(以下「一般労働者派遣事業」という。)高年齢退職者のみを対象として労働者派遣法第二条第四号に規定

十条、 表 欄に掲げる労働者派遣法の規定 法第五条第五項、 派遣元事業主と、 ル しないものとし、 項の規定による許可とみなす。 バー いの下欄に掲げる字句とする。 項第三号、 前項の規定による一般労働者派遣事業に関しては、 第十一条第三項及び第四項、 人材センター 第二章第二節第二款並びに第五十四条の規定は 前項の 労働者派遣法 第七条、 を労働者派遣法第二条第六号に規定する 規定によ 第八条第 中 0 この場合において、 他の る届出を労働者派遣法第五 同 表の 第十三条第二項、 項及び第三項 規定の適用については、 中欄に掲げる字句 次の 労働者 第十四 第九条 は、 表 適用 条第 条第 派 0) 般 同 上 第 遣

(略)

	され	号	第六条第四
	さい		第六条第四
	さ	業	
の 日	れ、当該取消し	業の許可を取り消	一般労働者派遣事
	れ た 日	命じられ、当該廃止を命じら	一般労働者派遣事業の廃止を

号

業の許可を取り消

命

じら

れ

当該命令の

され、

又は第一

条第

項の規定

派遣事業の廃止

により特定労働

命じられ

当該

取

第六条第

四

般労働者

派

遣

事

般

労働者

派遣事業

0

廃

止

略

|--|

	别 第六条第七							号	第六条第六			
届出又は第二十条労働者派遣事業の廃止の届出をした	前号	廃止の届出	労働者派遣事業の	の規定による特定届出又は第二十条	業の廃止の命令	特定労働者派遣事	一頁の見定こよる一又は第二十一条第	業の許可の取消し	一般労働者派遣事	当該法人の	取消し又は命令	て
届出をした	号 ジルバー人材センターが、前			届出				命令	一般労働者派遣事業の廃止の	当該シルバー人材センターの	命令	

(準用)	7 (略)	(略)											一項	第十四	(略)				
												<u>ــــــــــــــــــــــــــــــــــــ</u>	<b>金</b> 左	第十四条第一、		洪	#H	茶	ݖ
												とができる	許可を取り消すこ	第五条第一項の	(略)	法人を除く。)	相当の理由がある	業の廃止について	当該法人(当該事
			る	の廃止を、命ずることができ	きは当該一般労働者派遣事業	までのいずれかに該当すると	当時第六条第四号から第七号	の項において同じ。)の開始	一般労働者派遣事業。以	にあつては、各事業所ごとの	般労働者派遣事業を行う場合	(二以上の事業所を設けて一	を、当該一般労働者派遣事業	一般労働者派遣事業の	(略)		当の理由があるものを除く。	(当該事業の廃止につい	当該シルバー人材センター
				かでき	事業	すると	現 七 号	開始の	以下こ	との	り場合	り て 一	追 事 業	廃止			际く。)	いて相	ター
準用)	7 (略)	(略)											 可	第十四条第	(略)				
												とができる	許可を取り消すこ	、第五条第一項の	(略)				
				きる	業の廃止を、命ずることがで	ときは当該一般労働者派遣事	当時第六条第四号に該当する	の項において同じ。)の開始の	一般労働者派遣事業。以下こ	にあつては、各事業所ごとの	般労働者派遣事業を行う場合	(二以上の事業所を設けて一	を、当該一般労働者派遣事業	一般労働者派遣事業の廃止	(略)				

第四 表第五 条第四 るの るの 後の る区域 二条第 当該指定に係る地 き並 て準 接又は間 兀 指 地 指定をしたとき」 第四十三条の三までの規定は 0) Ŧī. 項 Ŧī. 節 一号の 单 定区 条におい + 域 + 区 は は Ė. び 用する。 Ŧī. 「その **当 一条第二** |域)| |域 に同 項 項 条 条にお シル 「第四十五 (同条第二項又は第四項の変更があつたときは、 項中 該変 あるのは Ó 及び第 接 構 連合 条第 第四 という。)」 て準用 の構 と 更が 項 この場合において、 成員である高年齢退職 1 + 六条第七号の 0) 成 て 同条第三項中 前 の指定区域の変更をしたとき」と、 二項 とあ 項中 条第 域」 条において準用する第四十二条第一項」 する同 員である高年齢退職者のみ」 準 あつたときは、 「第六章第二節 条第三 材センタ 用する同法第四 0) るの とあるのは とあるのは 連合の指定区域の 「第四十二条第五項」 [法第四十二条第五項] 項の指定に係る区域 は 一項から第五 、一連合」と、 項 「第四十二条第二項」とあるの 「第四十四条第 シルバ 中 当該変更後 第四十一条第三項 第四 と、「第四十二条第一 シ 「所在地並びに当該指定に係 者のみ」 十二条第二項」 ル 一人材センター連合につ 項 変更が 十四四 まで及び第四 第四十三条の二中 とあるの 0 とあるの 条第一 人材 ( 以 下 地域)」 と あ 項 と の指 センタ 「所在 つたとき及び 項 と 同条第六 同 中 っセ 表第六 は と は 0) 定をしたと 十二条から 項 اً その 指定に ンタ 第一 同 地 「第四 「その と 条第 第四 並びに は とあ とあ 条第 変更 項 Ì 項 第 第 直 係 同 +  $\mathcal{O}$ 五  $\mathcal{O}$ +  $\mathcal{O}$ 第

四十 二中 る区域 指定区 て準 と 項中 二条第 地域 第四 四 項」とあるの 当該指定に係る地域」 表第五条第二項 接又は間接の構成員である高年齢退 兀 後の区域)」と、 条第四項の連合の指定区 き並びに同条第二 指定をしたとき」 五条にお 十五 一十五条に 第四十三条の三第 应 -用する。 [十三条の三までの規定 この 「その構成員である高年齢 (当該変更があつたときは、 1条第一 条 |域 (同条第二項又は第四項の変更があつたときは、 項中 いて準 節 という。)」 第四 お この は 項」 ١J とあるの 同条第三 + 用する同法第四十二条第五項」 0 て準用する同 前条第 「第四十五条において準用する第四十二条第 項中 と 項 とあるのは 場合におい Ó 条第三項 とある とあるのは 連 同 項中 項第 項中 は 第四十二条第五項」 「域の変更をしたとき」と、 合の 項の指定に係る区域 は、 第六章第 第四 法第四 て、 0) 指 か 「第四十二条第一 「第四十 号 中 退職者のみ」とあるのは 定区 は シ ら第五項まで及び第四 当該変更後 ルバ 第四十一条第三項 干一 「第四十四条第一 一域の 職者のみ」 十二条第二項」 所在地並びに当該指定に係 「第四十二条第一項」 ·四条第一 条 第 節 変更があ 人材センター ۲, 0 とあるの ( 以 下 一項」とあるの 項」とあるの )地域)」 と と 項の指定をしたと 第四 つたとき及び 「所在地 と 項の 同条第六項 第四十三条 中 セン -連合に <del>+</del> = 十二条第 は と その 指定 第 同 「そのゴ 第四 とある タ 第四 は 条第 は 並 ĺ 変 に 項 び 0 カゝ 項 直 更 五 0 る  $\mathcal{O}$ 5

四条第一項」と、同項第一号中「第四十二条第一項」と読み替え「第四十五条において準用する第四十二条第一項」と、同項第三号中「この節」とあるのは「第六章第二節」と、同項第一号中「前四条第一項」とあるのは「第四十二条第一項」とあるのは「第四十三条の三第一項中「第四十一条第一項」とあるのは「第四十四十三条の三第一項中「第四十一条第一項」とあるのは「第四十四十三条の三第一項中「第四十一条第一項」とあるのは「第四十四十三条の三第一項中「第四十一条第一項」とあるのは「第四十四十三条の三第一項中「第四十一条第一項」とあるのは「第四十四十三条のとする。

中「前条」とあるのは「第四十五条において準用する前条」と読第三号中「この節」とあるのは「第六章第二節」と、同項第四号のは「第四十五条において準用する第四十二条第一項」と、同項

み替えるものとする。

○風俗 営業等  $\dot{o}$ 規制 及び業務 0 適正 化等に関する法律 (昭 和二十三年法律第百二十二号)

改 正 案 現 行 (傍 線部 は、 改 正 部 分

**(**許 可 0) 基準

第四条 の各号のい 公安委員会は、 ずれかに該当するときは、 前条第 項の許可を受けようとする者が 許可をしてはならない。 次

略

算して五年を経過しな 0 る罪を犯して一年未満の懲役若しくは罰金の刑に処 執行を終わり、 年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、 又は執行を受けることがなくなつた日から起 い者 又は次に掲げ んせら れ、 そ

イ〜ホ (略

営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 限る。) 又は第百十九条第一号 第百十八条第 法律第八十八号) 和二十三年法律第百三十号)又は労働者派遣事業の 条に係る部分に限る。)(これらの規定を船員職業安定法 労働基準法 (昭和二十二年法律第四十九号) 第百十七条、 項 の規定により適用する場合を含む。) (同法第六条又は第五十六条に係る部分に (同法第六十一条又は第六十二 (昭和六十年 適正 の罪 一な運 (昭

ト〜ル 略

ヲ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護

> 許 可 Ò 基準

第四 条 公安委員会は、 前条第 項の許可を受けようとする者が 次

各号のいずれかに該当するときは、 許可をしてはならない。

(略)

0)

算して五年を経過しない者 る罪を犯して一年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せら 0 執行を終わり、 一年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、 又は執行を受けることがなくなつた日から起 又は次に掲げ とれ、

そ

イ~ホ (略)

含む。) 営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律 第百十八条第 和二十三年法律第百三十号)又は労働者派遣事業の適正な運 条に係る部分に限る。)(これらの規定を船員職業安定法 限る。) 又は第百十九条第一号 (昭和六十年法律第八十八号) 労働基準法 の罪 (昭和二十二年法律第四十九号) 第百十七 項 (同法第六条又は第五十六条に係る部分に (同法第六十一条又は第六十二 の規定により適用する場合を (昭

ト〜ル 略

ヲ 労働者派遣事業の適正な運営の 確保及び派遣労働者の就業

条件の整備等に関する法律第五十八条の罪

七 一

○地方税 法 昭昭 和二十 五年法律 第二百二十六号)

改 正 案 現 行 (傍線部 は、 改 正 部

(報酬 給与額の算定の方法

第七十二条の十五 略

2 法人が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保 2

護等に関する法律 (昭和六十年法律第八十八号。 以下この項にお

る労働者派遣契約又は船員派遣契約に基づき、労働者派遣 (労働 項

項に規定する船員派遣をいう。以下この項において同じ。)の役務

項の規定にかかわらず、 次の各号に掲げる法人の区分に応じ、

いて「労働者派遣法」という。)第二十六条第一項又は船員職業安

(昭和二十三年法律第百三十号)第六十六条第一項に規定す

定法

者派遣法第二条第一号に規定する労働者派遣をいう。 以下この

において同じ。)若しくは船員派遣(船員職業安定法第六条第十一

の提供を受け、 又は労働者派遣若しくは船員派遣をした場合には、

当該各号に定める金額をもつて当該法人の報酬給与額とする。 前

(報酬給与額の算定の方法)

第七十二条の十五 (略)

法人が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就

業条件の整備等に関する法律 (昭和六十年法律第八十八号。 以下

この項において「労働者派遣法」という。)第二十六条第一項又は

船員職業安定法 項に規定する労働者派遣契約又は船員派遣契約に基づき、労働者 (昭和二十三年法律第百三十号) 第六十六条第一

派遣 (労働者派遣法第二条第一号に規定する労働者派遣をいう。

以下この項において同じ。)若しくは船員派遣(船員職業安定法第

六条第十一項に規定する船員派遣をいう。以下この項において同

じ。)の役務の提供を受け、又は労働者派遣若しくは船員派遣をし

た場合には、 前項の規定にかかわらず、 次の各号に掲げる法人の

区分に応じ、 当該各号に定める金額をもつて当該法人の報酬給

(略)

額とする。

(略)

七二

分

改正案		現行
別表第一(第二条の二、第五条、第七条、第七条の二、第十九条、	別表第一(第二名	条の二、第五条、第七条、第七条の二、第十九条、
第二十二条の三、第二十二条の四、第二十四条、第六十一条の二	第二十二条の一	三、第二十二条の四、第二十四条、第六十一条の二
の二、第六十一条の二の八関係)	の二、第六十	一条の二の八関係)
五	五.	
在留資格本邦において行うことができる活動	在留資格	本邦において行うことができる活動
特 定 活 動 法務大臣が個々の外国人について次のイからニ	特定活動	法務大臣が個々の外国人について次のイからニ
までのいずれかに該当するものとして特に指定		までのいずれかに該当するものとして特に指定
する活動		する活動
イ (略)		イ (略)
ロ 本邦の公私の機関(情報処理(情報処理の		ロ 本邦の公私の機関(情報処理(情報処理の
促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十		促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十
号)第二条第一項に規定する情報処理をいう。		号) 第二条第一項に規定する情報処理をいう。
以下同じ。)に関する産業の発展に資するもの		以下同じ。)に関する産業の発展に資するもの
として法務省令で定める要件に該当する事業		として法務省令で定める要件に該当する事業
活動を行う機関であつて、法務大臣が指定す		活動を行う機関であつて、法務大臣が指定す
るものに限る。)との契約に基づいて当該機関		るものに限る。) との契約に基づいて当該機関
の事業所(当該機関から労働者派遣事業の適		の事業所(当該機関から労働者派遣事業の適
正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関		正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の
する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二		整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十

(略)	ハ・		<b>の</b>	関	閲		
	二 (略)	に係る業務に従事する活動	分野に属する技術又は知識を要する情報処	《の事業所》において自然科学又は人文科学	関に派遣される場合にあつては、当該他の機	条第二号に規定する派遣労働者として他の機	
(略)							
	ハ・ニ (略)	する情報処理に係る業務に従事する活動	は人文科学の分野に属する技術又は知識を要	当該他の機関の事業所)において自然科学又	して他の機関に派遣される場合にあつては、	八号)第二条第二号に規定する派遣労働者と	

定める最低賃金額により第四条の規定を適用する。	賃金額により第四条の規定を適用する。
の所在地を含む地域について決定された地域別最低賃金において	含む地域について決定された地域別最低賃金において定める最低
規定する派遣先の事業をいう。第十八条において同じ。)の事業場	遣先の事業をいう。第十八条において同じ。)の事業場の所在地を
遣中の労働者」という。)については、その派遣先の事業(同項に	者」という。)については、その派遣先の事業(同項に規定する派
十四条第一項に規定する派遣中の労働者(第十八条において「派	項に規定する派遣中の労働者(第十八条において「派遣中の労働
業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第四	護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第四十四条第一
第十三条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就	第十三条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保
(派遣中の労働者の地域別最低賃金)	(派遣中の労働者の地域別最低賃金)
現行	改正案

条第一項(一般労働者派遣事の保護等に関する法律(昭和の保護等に関する法律(昭和)の保護等に関する法律(昭和)の保護等に関する法律(昭和)の保護等に関する法律(昭和)の保護等に関する法律(昭和)の保護等に関する法律(昭和)の保護等に関する法律(昭和)の保護等に関する法律(昭和)の保護等に関する法律(昭和)の保護等に関する法律(昭和)の保護等に関する。	(二) 労働者派遣事業の適正な       許可件数       一件につ         (日) (略)       (略)	<ul><li>くは建設業務労働者就機会確保事業の許可 港湾労働者派遣事業の許可又は建設業有料職業紹介 有料職業紹介事業若しくは一般労働者派遣事業</li></ul>	(略)       (略)       (略)       (略)         の事項       (略)       (略)       (略)         登記、登録、特許、免許、許可、課税標準       税率	第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係)	○登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)
十八号)第五条第一項(一般の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八番でのを開いた。	つき九 (二) 労働者派遣事業の	八 十一 可、港 湾 有	<ul><li>(略)</li><li>で事項</li><li>で事項</li><li>で事項</li></ul>	第十九条、第二十三九条、第十条、第十条、第十条、第十条、第十	
労働者	の適正な 許可件数 (略)	建設業務労働者就機会確保事業の許可労働者派遣事業の許可又は建設業有料職業紹介事業労働者派遣事業を許可又は建設業有料職業紹介事業をの許	(略) (略) (略)	十三条、第二十四条、第三十四条関係)第十三条、第十五条―第十七条、第十囲、課税標準及び税率の表(第二条、	現行(傍線部は、

(以下略)	<°)	業の許可(更新の許	の許可)の一般労働
	(以下略)	(以下略)	略) の許可(更新の許可を

1				
(略)	(以下略)	新の許可を除く。)	労働	働者派遣事業の許
(略)				
(略)				

〇住民基本台帳法 (昭和四十二年法律第八十一号)

														1
(略)								六十七 厚生労働省	(略)	又は法人	提供を受ける国の機関	別表第一(第三十条の七関係)		
(略)	て総務省令で定めるもの	第十九条の届出に関する事務であつ	条第一項、第十六条第一項若しくは	第十条第二項の更新又は同法第十一	よる同法第五条第一項の許可、同法	律(昭和六十年法律第八十八号)に	及び派遣労働者の保護等に関する法	労働者派遣事業の適正な運営の確保	(略)		事	5	改正案	
(略)								六十七 厚生労働省	(略)	又は法人	提供を受ける国の機関	別表第一(第三十条の七関係)		
(略)	事務であつて総務省令で定めるもの	項若しくは第十九条の届出に関する	同法第十一条第一項、第十六条第一	許可、同法第十条第二項の更新又は	十八号)による同法第五条第一項の	に関する法律(昭和六十年法律第八	及び派遣労働者の就業条件の整備等	労働者派遣事業の適正な運営の確保	(略)		事	( )	現行	

(傍線部は、改正部分)

○土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (昭和四十二年法律第百三十一号)(傍線部は、改正部分)

2 (略)	2 (略)
使用する者については、この限りでない。	る者については、この限りでない。
されたことの証明があつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を	ことの証明があつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用す
だし、当該違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽く	当該違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされた
運搬大型自動車の使用を制限し、又は禁止することができる。た	型自動車の使用を制限し、又は禁止することができる。ただし、
自動車を使用する者に対し、六箇月以内の期間を定めて、土砂等	を使用する者に対し、六箇月以内の期間を定めて、土砂等運搬大
合を含む。)に違反する行為があつたときは、当該土砂等運搬大型	む。)に違反する行為があつたときは、当該土砂等運搬大型自動車
八条の規定(労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場	定(労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含
む。)又は労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第六十	労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第六十八条の規
者派遣法」という。)第四十四条の規定により適用される場合を含	という。)第四十四条の規定により適用される場合を含む。)又は
の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号。以下「労働	関する法律(昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」
(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件	(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に
の規定若しくは同法第四十条の規定に基づいて発する命令の規定	の規定若しくは同法第四十条の規定に基づいて発する命令の規定
四十九号)第五条、第三十二条、第三十五条若しくは第三十七条	四十九号)第五条、第三十二条、第三十五条若しくは第三十七条
動車の運転に係る労働につき、労働基準法(昭和二十二年法律第	動車の運転に係る労働につき、労働基準法(昭和二十二年法律第
第八条 国土交通大臣は、土砂等の運搬のための土砂等運搬大型自	第八条 国土交通大臣は、土砂等の運搬のための土砂等運搬大型自
現行	改正案
5. 计直线 (田利区) 1. 4. 2. 2. 2. 4. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2.	() 二不全不觉我一次 5.55 上重工 6.65 之实主古 6.86 工学 6.15 之外,

○社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)	(傍線部は、改正部分)
改正案	現行
別表第一(第二条関係)	別表第一(第二条関係)
一〜二十の十 (略)	一〜二十の十 (略)
二十の十一 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者	二十の十一 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働
の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)	者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八
	号)
二十の十二~三十三 (略)	二十の十二~三十三 (略)

三十九~五十四 (略)	する罪	護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第五章に規定	三十八 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保	一~三十七 (略)	別表(第二条関係)	改正案
三十九~五十四 (略)	五章に規定する罪	業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第	三十八 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就	一~三十七 (略)	別表(第二条関係)	現行

○労働時間等の設定の改善に関する特別措置法(平成四年法律第九十号)	(一一一年) (一一年) (一年) (一年) (一年) (一年) (一年) (一
改正案	現行
(労働時間等設定改善委員会の決議に係る労働基準法の適用の特	付 (労働時間等設定改善委員会の決議に係る労働基準法の適用の特
例等)	例等)
第七条 前条に規定する委員会のうち事業場ごとのものであって次	<ul><li>第七条 前条に規定する委員会のうち事業場ごとのものであって次</li></ul>
に掲げる要件に適合するもの(以下この条において「労働時間等	〒  に掲げる要件に適合するもの(以下この条において「労働時間等
設定改善委員会」という。)が設置されている場合において、労働	■ 設定改善委員会」という。)が設置されている場合において、労働
時間等設定改善委員会でその委員の五分の四以上の多数による議	<ul><li>時間等設定改善委員会でその委員の五分の四以上の多数による議</li></ul>
決により労働基準法第三十二条の二第一項、第三十二条の三、第	決により労働基準法第三十二条の二第一項、第三十二条の三、第
三十二条の四第一項及び第二項、第三十二条の五第一項、第三十	- 三十二条の四第一項及び第二項、第三十二条の五第一項、第三十
四条第二項ただし書、第三十六条第一項、第三十七条第三項、	第四条第二項ただし書、第三十六条第一項、第三十七条第三項、第
三十八条の二第二項、第三十八条の三第一項並びに第三十九条第	三十八条の二第二項、第三十八条の三第一項並びに第三十九条第
四項及び第六項の規定(これらの規定のうち、同法第三十二条	の四項及び第六項の規定(これらの規定のうち、同法第三十二条の
二第一項、第三十二条の三、第三十二条の四第一項及び第二項並	□ 二第一項、第三十二条の三、第三十二条の四第一項及び第二項並
びに第三十六条第一項の規定にあっては労働者派遣事業の適正な	□ びに第三十六条第一項の規定にあっては労働者派遣事業の適正な
運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法	<ul><li>運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭</li></ul>
律第八十八号。以下この項において「労働者派遣法」という。)第	和六十年法律第八十八号。以下この項において「労働者派遣法」
四十四条第二項の規定により読み替えて適用する場合を、労働基	をという。)第四十四条第二項の規定により読み替えて適用する場合
準法第三十八条の二第二項及び第三十八条の三第一項の規定にあ	<ul><li>を、労働基準法第三十八条の二第二項及び第三十八条の三第一項</li></ul>
っては労働者派遣法第四十四条第五項の規定により読み替えて適	◎ の規定にあっては労働者派遣法第四十四条第五項の規定により読
用する場合を含む。以下この項において「労働時間に関する規定」	」  み替えて適用する場合を含む。以下この項において「労働時間に

働時間等設定改善委員会に係る事業場の使用者 十六条第二項から第四項までの規定を含む。)及び同法第百六条第 のは「代表する者 議を含む。)」と、 条の二第三項並びに第三十八条の三第二項を除き、 第三十二条の五第三項、 おいて「決議」という。)を含む。 善委員会の決議 善に関する特別措置法第七条第一 条に規定する使用者をいう。)については、労働基準法第三十二条 という。)に規定する事項について決議が行われたときは、当該労 労働時間に関する規定 「当該協定」とあるのは 同法第三十二条の四第二項中 項中 「協定」とあるのは (第三十二条の四第二項及び第三十六条第三項に 同法第三十六条第三項中「代表する者」とある (決議をする委員を含む。 第三十六条第三項及び第四項、 (同法第三十二条の四第三項及び第三 「当該協定(当該決議を含む。)」とし 項に規定する労働時間等設定改 次項、第三十二条の四第四項、 協定 「同意」とあるのは「同意 (労働時間等の設定の改 次項において同じ。)」 (労働基準法第十 以下同じ。)」 第三十八 決

一~三(略)

項の規定を適用する。

2

略

項、 を含む。)」として、 は 六条第三項において「決議」という。)を含む。次項、 時間等設定改善委員会の決議(第三十二条の四第二項及び第三十 等の設定の改善に関する特別措置法第七条第一 働基準法第十条に規定する使用者をいう。)については、 関する規定」という。)に規定する事項について決議が行われたと 同法第百六条第一 第三項及び第三十六条第二項から第四項までの規定を含む。)及び る者」とあるのは「代表する者 以下同じ。)」と、 0) 法第三十二条の二第一 きは、当該労働時間等設定改善委員会に係る事業場の使用者 おいて同じ。)」と、「当該協定」とあるのは 四第四項、 「同意(決議を含む。)」と、同法第三十六条第三項中 第三十八条の二第三項並びに第三十八条の三第二項を除き、 第三十二条の五第三項、 項の規定を適用する。 同法第三十二条の四第二項中 労働時間に関する規定 項中 「協定」とあるのは (決議をする委員を含む。 第三十六条第三項及び第四 (同法第三十二条の四 「当該協定 項に規定する労働 協定 「同意」とあるの 第三十二条 (当該決議 (労働時間 労働基 「代表す 次項に (労

一~三(略)

(略)

2

○組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一	(平成十一年法律第百三十六号) (傍線部は、改正部分)
改正案	現行
別表(第二条、第十三条、第二十二条、第四十二条、第五十六条、	別表(第二条、第十三条、第二十二条、第四十二条、第五十六条、
第五十九条関係)	第五十九条関係)
一~四十七 (略)	一~四十七 (略)
四十八 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保	四十八 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就
護等に関する法律 (昭和六十年法律第八十八号) 第五十八条 (有	業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第
害業務目的労働者派遣)の罪又は同法第四条第一項に係る同法	五十八条(有害業務目的労働者派遣)の罪又は同法第四条第一
第五十九条第一号(禁止業務についての労働者派遣事業)の罪	項に係る同法第五十九条第一号(禁止業務についての労働者派
	遣事業)の罪
四十九~六十八 (略)	四十九~六十八 (略)

準

法

を

#### 第一 除く。 を防 う。 供先の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある者を 若しくは勧告等 令、 により被害を受け又は受けるおそれがある者を含み、 象事実を通報することがその発生若しくはこれによる被害の 同じ。)をする権限を有する行政機関又はその者に対し当 下 該労務提供先若しくは当該労務提供先があらかじめ定めた者 て通報対象事実が生じ、 事 以下同じ。)をいう。 に 目的その他の不正 条 (定義 昭 掲げる事業者 する場合におけるその役員 「労務提供先等」という。)、当該通報対象事実について処分 止す 以下同じ。)が、 取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。 和和二十二年法律第四十九号) この法律に 次条第三号において同じ。)に通報することをいう。 るために必要であると認められる者 (法人その他の団体及び事業を行う個人をい (勧告その他処分に当たらない行為をいう。 の目的でなく、その労務提供先 お 不正の利益を得る目的、 以下同じ。)又は当該労務提供先の事業に従 7 又はまさに生じようとしている旨を、 「公益通報」とは、 改 正 従業員、 案 第九条に規定する労働者をい 代理人その他 他人に損害を加える 労働者 (当該通 次 (労働基準法 以下同じ。) 当該労務提 報対象事 0 の者につい いず 該通報対 拡大 以下 . う。 れか 以 命 当 実 第二条 除く。 令、 う。 供 事する場合におけるその役員、 により被害を受け又は受けるおそれがある者を含み、 を防止するために必要であると認められる者 象事実を通報することがその発生若しくはこれによる被害の拡 同じ。)をする権限を有する行政機関又はその者に対し当該 若しくは勧告等 下 該労務提供先若しくは当該労務提供先があらかじめ定めた者 て通報対象事実が生じ、 に掲げる事業者 以下同じ。)をいう。 目的その他の不正の目的でなく、 (昭和和二十二年法律第四十九号) (定義 、先の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある者を 「労務提供先等」という。)、当該通報対象事実について処分 以下同じ。) 取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。 この法律において 次条第三号において同じ。)に通報することをいう。 が、 (法人その他の団体及び事業を行う個人をい (勧告その他処分に当たらない行為をいう。 不正の利益を得る目的、 以下同じ。) 又はまさに生じようとしている旨を、 「公益通報」とは、 現 従業員、 その労務提供先 又は当該労務提供先の事業に従 行 第九条に規定する労働者 代理人その他の者につ 他人に損害を加える 労働者 (当該通報対象事 (次のい (労働 以下同じ。) 当該労務提 ずれ 基 通

う。

以下

以

当

報

対

実

大

一 (略)

当該労働者が派遣労働者

(労働者派遣事業の適正な運営の確

を受ける事業者
を受ける事業者
の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八

三 (略)

2 \ 4

(略)

一 (略)

(保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年) (保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年) (保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年) (明定する労働者派遣をいう。第五条第二項において同じ。)であるに規定する派遣労働者をいう。以下同じ。)であるに規定する労働者派遣をいう。以下同じ。)であるに規定する労働者派遣をいう。第四条において「労働者派遣法」という。)

二 (略)

2~4 (略)

○出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する

(傍線部は、改正部分)

等の法律(平成二十一年法律第

関する法律第六条第一号   件の整備等に労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等   五 労働者派遣	略)	十三条の二第一項」に改める。	次に掲げる法律の規定中「第七十三条の二」を「第七 第四十五条 次に	六 (略)	第一号	関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第六条第一号 件の整備等に	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等 五 労働者派忠	(略)	「第七十三条の二」に改める。	次に掲げる法律の規定中「第七十三条の二第一項」を 第四十四条 次に	職業安定法等の一部改正) (職業安定法等の一部改正)	則	改 正 案
等に関する法律第六条第一号派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条		項」に改める。	次に掲げる法律の規定中「第七十三条の二」を「第七			等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第六条	派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条		2二」に改める。	次に掲げる法律の規定中「第七十三条の二第一項」を	7の一部改正)		現行

改

正

案

#### (労働 政 策 審 議 会

第 九条 労働政策審議会は、 次に掲げる事務をつかさどる。

### <u>\{</u> 略

兀 号)、 号)、 <u>二</u> 十 和 律 ける労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のため 者 進等に関する法律 関する法律 律 遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法 退 全衛生法 定の改善に関する特別措置法 職 (昭和三十九年法律第百十八号)、 0 四十六年法律第九十二号)、中小企業退職金共済法、 労働基準法 (昭 (昭和六十年法律第八十八号)、高年齢者等の 雇 金 二年 港湾労働法 職業安定法 和四十四年法律第八十四号)、勤労者財 用 共 -法律 0) 済 昭 法 改善等に関する法律 (昭和四十六年法律第六十八号)、 和 第 0) (昭和二十二年法律第四十九号)、労働時 四十七年法律第五十七号)、 五十号)、労働保険の保険料 (昭 昭 部を改正する法 (昭和三十五年 和六十三年法律第四十号)、 和二十二年法律第百四十 (平成四年法律第九十号)、 法律第百二十三号)、 (昭和五 労働者災害補償保険法 律 (平成十年法律第四 十一年法 労働災害防 の徴 障害者の 産 一 号)、 雇用の 収等に関する法 形成促進法 中 律第三十三 小企業に 雇用 間等の 0) 中小企業 建設労働 安定等に 労働者派 止 労働安 雇用管 寸 (昭 + |体法  $\mathcal{O}$ (昭 お 六 設 促 和

### (労働政 策審 議 会

現

行

傍 線部

は、

改 正

部

分

第 九条 労働政策審議会は、 次に掲げる事務をつかさどる。

## (略)

兀 号)、 号)、 二十二年法律第五十号)、労働保険の保険料 小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のた 律第三十三号)、 0 の安定等に関する法律 に関する法律 遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の 退職金共済法 和四十六年法律第九十二号)、中小企業退職金共済法、 律(昭和四十四年法律第八十四号)、勤労者財産形成促進 全衛生法 定の改善に関する特別措置法 (昭和三十九年法律第百十八号)、労働者災害補償保険 雇 労働基準法 用 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 職業安定法 0 促進等に関する法律 (昭和四十七年法律第五十七号)、 の — (昭和六十年法律第八十八号)、高年齢者等の (昭和二十二年法律第四十九号)、 港湾労働法 (昭和二十二年法律第百四十一 部を改正する法律 (昭和四十六年法律第六十八号)、 (昭 (平成四年法律第九十号)、 (昭 和六十三年法律第四十号)、 和三 (平成十年法律第四 十五年 労働災害防 の徴収等に関 昭 法律第百二 労働時間 号)、 和五十 中小 労働者 止 法 等 整備等 障害者 労働 する法 法 寸 (昭 年法 十三 企業 雇 + 0) 体 (昭 六 中 法 安 設 用 和

2 (略) 2 ( 8 ) 2 ( 7 )

和 に関する法律 職業能力開発促進法、 法律第四十五号)、 第八十六号)、林業労働力の確保の促進に関する法律 三号)、 労働者の 理 介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 保等に関する法律 九十八号)、 た事項を処理すること。 (平成三年法律第七十六号)、短時間労働者 四十五年法律第六十号) の改善の 看護師 雇 促進に関する法律 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の 用 管 等の人材確保の促進に関する法律 (平成五年法律第七十六号)及び家内労働法 理の改善等に関する法律 雇用保険法 (昭 和四十七年法律第百十三号)、 勤労青少年福祉法 の規定によりその権限に属させられ (平成三年法律第五十七号)、 (昭 和四十九年法律第百十六号)、 (昭和四十五 (平成四年法律第六十 の雇用管理 (平成四年法律 育児休業、 (平成八年 の 年法律第 改善等 介護 (昭 確

労働法 理の改善等に関する法律 関する法律 成四年法律第八十六号)、林業労働力の確保の促進に関する法 法律第六十三号)、看護師等の人材確保の促進に関する法律 七号)、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律 8 属させられた事項を処理すること。 育児休業、 び待遇の確保等に関する法律 五年法律第九十八号)、雇用の分野における男女の均等な機会及 百十六号)、職業能力開発促進法、 (平成八年法律第四十五号)、 Ò 雇用管理の改善の促進に関する法律 ~昭 和四十五年法律第六十号) 介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉 (平成三年法律第七十六号)、 (平成五年法律第七十六号) 及び家内 雇用保険法 (昭 和四十七年法律第百十三号)、 勤労青少年福祉法 の規定によりその権限に 短時間労働者の (平成三年法律第 (昭和四 十九年法 (平成) (昭 雇 和四 用 律 兀 五. 伞 に 第 律 + 十

2

 $\bigcirc$ 建設労 働 著の 雇 用  $\mathcal{O}$ 改 が善等に 関する法律 (昭 和 五. + 年 法 律第三十三号) 傍 線部

# 改正

案

職

業安定法等の

特例

に従って行う建設業務有料職業紹介事業に関しては、職業安定法第十五条 認定団体が、第十八条第一項の許可を受けて、認定計画 気

第三十条第一項及び第三十二条の十一第一項(同項に規定する建

設業務に係る部分に限る。) の規定は適用しない。

2 認定団体の構成事業主が、第三十一条第一項の許可を受けて、

は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等認定計画に従って行う建設業務労働者就業機会確保事業に関して

に関する法律(昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法

という。)の規定は適用しない。

(労働者派遣法の規定の読替え適用等)

第四 二章 う建設業務労働者就業機会確保事業に関しては、 条の規定は適 に規定する派遣元事業主と、受入事業主を労働者派遣法第二十四 る派遣元責任者と、 に + ついては 第 匹 条 一節、 第 十五 雇 用 第二十六条第 用管 L ないものとし、 条第二項に定めるもの 送出事業主を労働者派遣法第二十三条第 理責任者を労働者派遣法第三十六条に規定す 項、 労働者派遣法 第四十八条第二項 0) ほ か、 0) 送出事 労働 他 及び第五 0 者 規 業主 定 派 光遣法第 0 適用 が + 項 应 行

(職業安定法等の特例

現

行

は、

改

正

部

分

に従って行う建設業務有料職業紹介事業に関しては、職業安定法第十五条 認定団体が、第十八条第一項の許可を受けて、認定計画

第三十条第一項及び第三十二条の十一第一項(同項に規定する建

設業務に係る部分に限る。)の規定は適用しない。

2 は、 件の整備等に関する法律 認定計画に従って行う建設業務労働者就業機会確保事業に関 認定団体の構成事業主が、 労働者 派遣事業の 適  $\mathbb{E}$ (昭和六十年法律第八十八号。 な運営の 第三十一条第一項の許可を受けて、 確保及び派遣労働者の 以 就業条 下 して 「労

(労働者派遣法の規定の読替え適用等)

働者派遣法」という。)

0)

規定は適用しない。

第 二章第二節、 う建設業務労働者就業機会確保事業に関しては、 四 に規定する派遣元事業主と、 条の規定は適用 については、 る派遣元責任者と、 十四 条 第十五条第二 雇用管理責任者を労働者派遣法第三十六条に規定 第二十六条第 L ない 送出事業主を労働者派遣法第二十三条第 ものとし、 一項に定めるもの 受入事業主を労働者派遣法第三十 項、 労働者派遣法 第四十八条第二項及び第五 のほ か、 0) 他の 労働者派 送出 規定 事 業 造 主が 0 十四四 適 法 項 第 用 行

句は、同表の下欄に掲げる字句とする。の表の上欄に掲げる労働者派遣法の規定中同表の中欄に掲げる字条の五第一項に規定する派遣先とみなす。この場合において、次

(略)

一号,第一項第		項	十九条第二	号及び第三	第一項第二十各号	第三十四条 第二十
	同条第一項各号  同					第二十六条第一項 建
	同条第一項第一号又は第三号					設労働法第四十三条各号

の下欄に掲げる字句とする。に掲げる労働者派遣法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表条に規定する派遣先とみなす。この場合において、次の表の上欄

(略)

	十九条	号及び第三	第一項第二 各号	第三十四条第二十
				第二十六条第一項
				建設労働法第四十三条各号

(略)

(略)

## ○港湾労 働 法 (昭 和六十三年法 律第四十 号)

改

正

案

## (定義)

各号に定めるところによる。 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該

# 一~四 (略)

五. 以 特定労働者 派遣労働者の保護等に関する法律 下 港湾労働者 「労働者派遣法」 派遣事業 1派遣事 業 という。) (労働者派遣事業の適正な運営の 事業主が港湾運送の業務について行う 第 (昭和六十年法律第八十八号。 一条第五号に規定する特定労 確保及び

# (労働者派遣法の特例)

働

:者派遣事業をいう。) をいう。

は、 働者派遣法の規定中 用しない 第二十六条第三項、 の業務に係る部分に限る。)、第二章第二節、 湾派遣元事業主を労働者派遣法第二十三条第 元事業主とみなす。 労働者派遣法第四条第 ものとし、 港湾派遣元事業主が行う港湾労働者派遣事業に関して この場合において、 第四十八条第二項及び第五十四条の規定は適 同 労働者派遣法の他の 表の 中欄に掲げる字句は、 項第一号 (同号に規定する港湾運送 次の表の上欄に 規定の適用に 第二十三条第三項 項 同表の に規定する派遣 0 下 掲げる労 *(* ) -欄に ては 掲 港

### (定義)

現

行

(傍線部

は、

改正

部

分

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該

# 一~四 (略)

各号に定めるところによる

五. 定する特定労働者派遣事業をいう。)をいう。 第八十八号。 特定労働者派遣事業 派遣労働者の 港湾労働者派遣事業 以下 就業条件の整備等に関する法律 「労働者派遣法」 (労働者派遣事業の適正 事業主が港湾運送の業務について行う という。) 第 な運営の (昭 一条第五号に規 和六十年法律 確保及び

# (労働者派遣法の特例)

第二十三条 は、 働者派遣法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、 湾派遣元事業主を労働者派遣法第二十三条第一 用しないものとし、 の業務に係る部分に限る。)、第二章第二節、 元事業主とみなす。 第二十六条第三項、 労働者派遣法第四条第 港湾派遣元事業主が行う港湾労働者派遣事業に関 この場合において、 労働者派遣法 第四十八条第二項及び第五十四条の規定は適 項 第 0 一号 他の (同号に規定する港湾運送 次の表の上欄に掲げる労 規定の適用につい 第二十三条第三項 項に規定する 同表の 下欄に掲 ては港 派遣 して

		(町)			(解)
		くえゴン			へてゴン
			三号		
			部分を除く。)、第二号又は第		一号
			定する港湾運送の業務に係る		六第一項第
			同条第一項第一号(同号に規	同条第一項各号	第四十条の
		第六号			第六号
(略)	(略)	第三十六条	(略)	(略)	第三十六条
ら第四号まで	第四号まで		ら第四号まで	第八号まで	
港湾労働法第十三条第一号か	第六条第一号から	第三十六条	港湾労働法第十三条第一号か	第六条第一号から	第三十六条
		(略)			(略)
	る。 -	げる字句とする。		る。	げる字句とする。

○雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号)	(傍線部は、改正部分)
改正案	現行
附則	附則
第三十六条 削除	当時では第一により三号に掲げる規定の施
	者であった者(平成二十二年改正前船員保険法第三十三条ノ三第いて平成二十二年改正前船員保険法第十七条の規定による被保険
	三項各号に該当していた者を除く。)であって、附則第一条第三号
	に掲げる規定の施行の日において平成二十二年改正後雇用保険法
	第六条第一号の二に該当するものは、同条の規定にかかわらず、
	同日に雇用保険の被保険者の資格を取得するものとし、当該資格
	を喪失するまでの間、同号の規定は適用しない。
(雇用保険の被保険者期間に関する経過措置)	(雇用保険の被保険者期間に関する経過措置)
第三十七条 附則第三十五条の規定により雇用保険の被保険者の資	第三十七条 前二条の規定により雇用保険の被保険者の資格を取得
格を取得した者については、附則第一条第三号に掲げる規定の施	した者については、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前
行の日前の船員保険の被保険者であった期間(政令で定める期間	の船員保険の被保険者であった期間(政令で定める期間を除く。)
を除く。)は、雇用保険の被保険者であった期間とみなす。	は、雇用保険の被保険者であった期間とみなす。

○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律(平成二十一年法律第

(傍線部は、改正部分)

号)

は、その旨	一項の制限時間を超えて労働時間を延長してはならない場合に	用する場合を含む。)の規定により育児・介護休業法第十七条第	第十七条第一項(育児・介護休業法第十八条第一項において準	七 当該労働者派遣に係る派遣労働者について育児・介護休業法	はならない場合には、その旨	六条の八第一項の規定により所定労働時間を超えて労働させて	三年法律第七十六号。以下「育児・介護休業法」という。)第十	業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成	六 当該労働者派遣に係る派遣労働者について育児休業、介護休	一~五 (略)	ければならない。	省令で定めるところにより、次に掲げる事項を派遣先に通知しな	第三十五条 派遣元事業主は、労働者派遣をするときは、厚生労働	(派遣先への通知)	に関する法律	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等	改正案
る場合を含む。)の規定により育児・介護休業法第十七条第一項	七条第一項(育児・介護休業法第十八条第一項において準用す	三年法律第七十六号。以下「育児・介護休業法」という。)第十	業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成	六 当該労働者派遣に係る派遣労働者について育児休業、介護休					(新設)	一~五 (略)	ければならない。	省令で定めるところにより、次に掲げる事項を派遣先に通知しな	第三十五条 派遣元事業主は、労働者派遣をするときは、厚生労働	(派遣先への通知)	に関する法律	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等	現 行

### 八 \ + 略

## 2 (略

# (所定外労働等の制限)

第四十条の七 派遣先は 第三十五条第 項 Ó 規定により 同 項 第六

働者に所定労働時間を超えて派遣就業をさせてはならない。 号に掲げる事項 0) 通知を受けた場合には、 当該事項に係る派遣労

2 事 項 派 派遣先は、 0 通知を受けた場合には、 第三十五条第 項の規定により同項第七号に掲げる 当該事項に係る派遣労働者の 就業

時 間 を育児・ 介護休業法第十七条第一 項の 制限時間を超えて延長

時

'間を育児・介護休業法第十七条第一

項の制限時間を超えて延長

 $\mathcal{O}$ 就業

してはならない。

L

てはならない。

3 + 事 時 項 派遣先は、 カュ 0 。 ら 通知を受けた場合には、 午 前五時までの間において派遣就業をさせてはならな 第三十五条第一 項の規定により同項第八号に掲げる 当該事項に係る派遣労働者に午後

(育児・介護休業法の適用に関する特例)

\ \ \

第四十七条の二の二 揮命令の下に労働させる派遣労働者の当該労働者派遣に係る就業 労働者派遣の役務の提供を受ける者がその 指

> 0 制限時間を超えて労働時間を延長してはならない場合には、

その旨

七~九 (略)

2 略

待 間外労働及び深夜業の 制限)

第四十条の七 第一 項として新設

事 項の 派遣先は、 通知を受けた場合には、 第三十五条第 項 当該事項に係る派遣労働者 の規定により同項第六号に掲げる

2 + 事 1 時 項 派遣先は、  $\widehat{\mathcal{O}}$ から 通知を受けた場合には、 午前五時までの間において派遣就業をさせてはならな 第三十五条第一 項の規定により同項第七号に掲げる 当該事項に係る派遣労働者に午後

(育児・介護休業法の適用に関する特例

第四十七条の二の二 揮命令の下に労働させる派遣労働者の当該労働者派遣に係る就業 労働者 派遣 0) 役務の提供を受ける者がその指

に関しては、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者もまた、当に関しては、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者もまた、当に関しては、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者もまた、当に関しては、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者もまた、当に関しては、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者もまた、当に関しては、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者もまた、当に関しては、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者もまた、当

休業法第十条中「解雇その他不利益な取扱い」とあるのは、「不利場合を含む。)の規定を適用する。この場合において、育児・介護、業法第十六条及び第十六条の四において準用するに関しては、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者もまた、当

益な取扱い」とする。